

当日配布資料①  
「第4次柏市生涯学習推進計画案」

# 第4次柏市生涯学習推進計画

笑顔と元気が輪となり広がるまち柏



令和3年3月

柏市



# はじめに



## 「第4次柏市生涯学習推進計画」の策定にあたって

### 「笑顔と元気が輪となり広がるまち柏」

を目指して

柏市では、「第3次柏市生涯学習推進計画」に沿って「学びあい」の中で市民が交流を深め、地域の「支えあい」が進むことを目指してまいりました。

現在、国の施策を見てみると、「第3期教育振興基本計画」では、教育政策に関する基本方針の一つとして「生涯学び、活躍できる環境を整える」が挙げられています。また、「中央教育審議会答申」では、地域における社会教育の在り方として「社会教育を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり」が打ち出されました。

人生100年時代が現実味を帯びた今、学びのかたちは変わろうとしています。Society5.0の到来に伴う人工知能の急速な普及と雇用構造の変化、その一方で現れた新型コロナウイルス感染症の拡大や経済格差などの社会問題に対して、私たちはどのように取り組んでいくべきでしょう。

人工知能などの技術革新は、私たちの生活に変化をもたらします。しかし、それは直面する課題を解決し、一人一人が快適に暮らせる社会を実現するためのものです。また、感染症の脅威から人とのコミュニケーションの取り方が変わっても、つながりの重要性が損なわれるものではないはずです。

これらを踏まえ、第4次柏市生涯学習推進計画では、生涯学習における学ぶ側、伝える側、またその両方の立場から、これからの社会にどう対応すべきかを考えました。一人一人の充実した学びが笑顔と元気につながり、地域貢献の形で更なる笑顔と元気を広げていく。そんな、お互いを思い合うまちづくりを支援することを一番に考えた計画としました。

令和3年3月

柏市長 秋山 浩 保

# 目 次



## 第4次柏市生涯学習推進計画 全体構成図

### 第4次柏市生涯学習推進計画について

## 第1章 計画の策定にあたって

第1節	計画の策定にあたって	2
1	計画策定の背景	2
2	計画の位置付け	3
3	計画の期間	4
4	国・県の考え方	5

## 第2章 生涯学習の推進に向けて

第1節	計画の基本的な考え方	8
1	生涯学習の定義	8
2	生涯学習を取り巻く柏市の現状	9
3	第3次柏市生涯学習推進計画の総括	10
4	柏市が目指す生涯学習像	13
5	第2次柏市教育振興計画	14
第2節	基本方針について	16
1	目指す方向性	16
2	取組方針	20
3	取組方針の施策体系	22
4	計画の推進・評価体制	28

### 参考資料

1	関連分野の行政計画等	30
2	アンケート結果（詳細分析・抜粋）	31
3	計画策定までの流れ	36
4	計画策定・推進体制	37
5	条例など	41

### ピックアップ

新しい生活様式に合わせた新しい学び	6
学校支援ボランティア	15
地域アーカイブ活動	26
教育福祉会館の運営体制見直しの取組	26
はぐはぐひろば	27

## 第4次柏市生涯学習推進計画 全体構成図

### 1 柏市が目指す生涯学習像

笑顔と元気が輪となり広がるまち柏

～学びを通じた地域活性化～

### 2 基本方針（目指す方向性）

- ・子どもたちが健やかに成長するように
- ・コミュニティの中に人と人のつながりが増えるように
- ・すべての人が学べる環境に包まれるように

### 3 基本方針（取組方針）

(1) 「はじめるきっかけ」を支援

(2) 「もっと知りたい, つながりたい」を支援

(3) 「ひろく伝えたい」を支援

情報提供による  
学びの支援

## 第4次柏市生涯学習推進計画について

### この計画の特徴

#### ①環境整備で学びを後押し

一人一人の学びが生きがい・やりがいにつながり、更に日々の生活の充実につながることを。そのために、生涯学び、活躍できる環境を整えることに関わる事業を掲載しました。

#### ②目指す方向性を基本方針で明確化

一人一人の学びを後押しするにあたり、柏市が生涯学習振興によって進める基本方針を、「子ども」・「コミュニティ」・「環境整備」をキーワードにした3本に定め明確にしました。

#### ③学びの発展・循環を段階的に支援

楽しさをベースにした学びなどの「きっかけづくり」から始め、「他者とのつながり」、そして「学びの発展・循環」へと段階的に支援するようにしました。

# 第 1 章 計画の策定にあたって

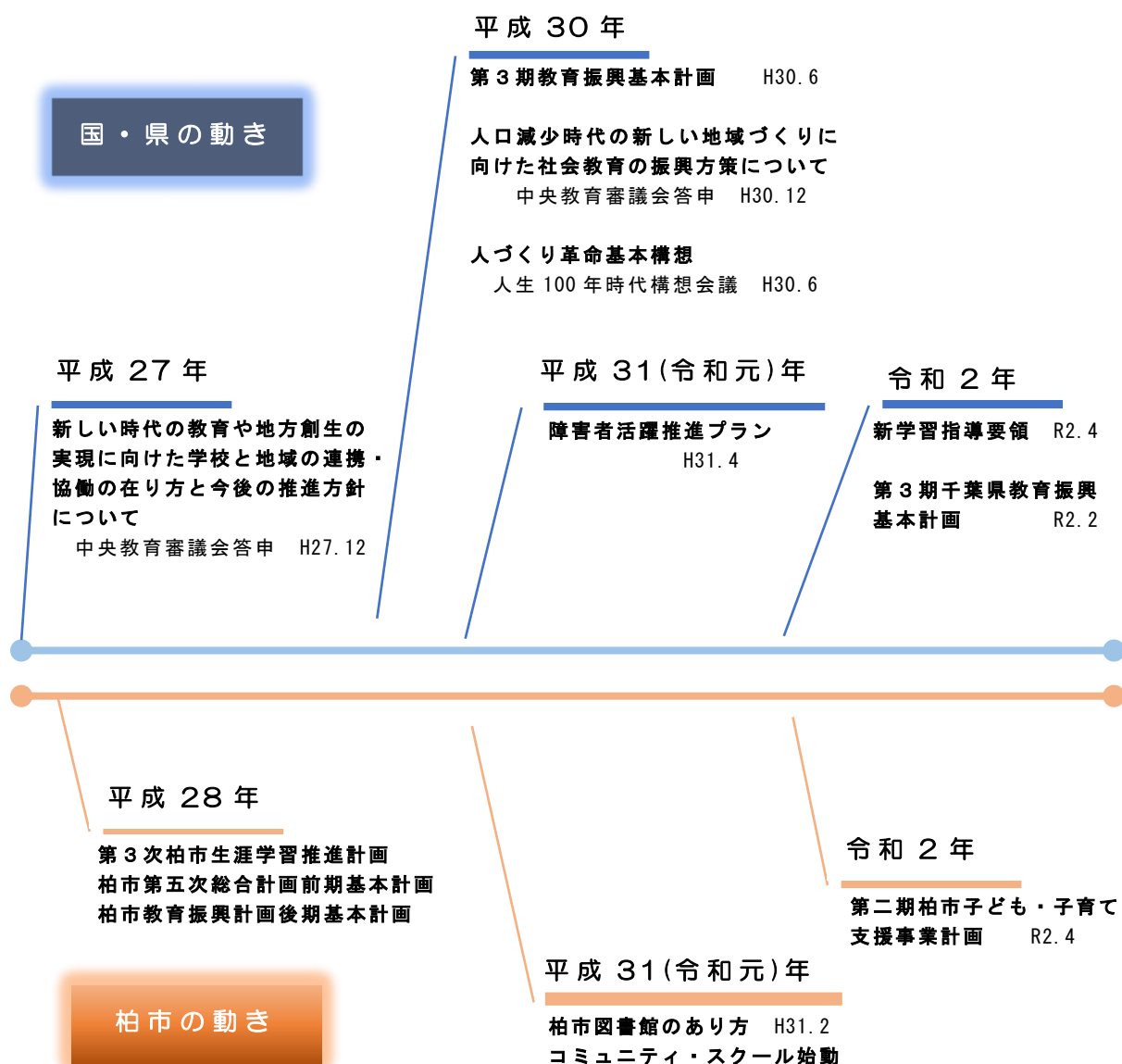


# 第 1 節 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

第 3 次 柏市生涯学習推進計画では、「地域における生涯学習社会の形成」を掲げ、一人一人が自分に適した方法で学習ができ、その成果が地域社会に還元できるまちを目指した施策を進めてきました。

### 第 3 次計画策定時から現在までの国・県及び柏市の動き



### 計画策定の視点

第 3 次 柏市生涯学習推進計画の基本的な理念を踏襲しつつ、国の新たな生涯学習施策の方針及び市の関連計画の方向性を加味したものとします。

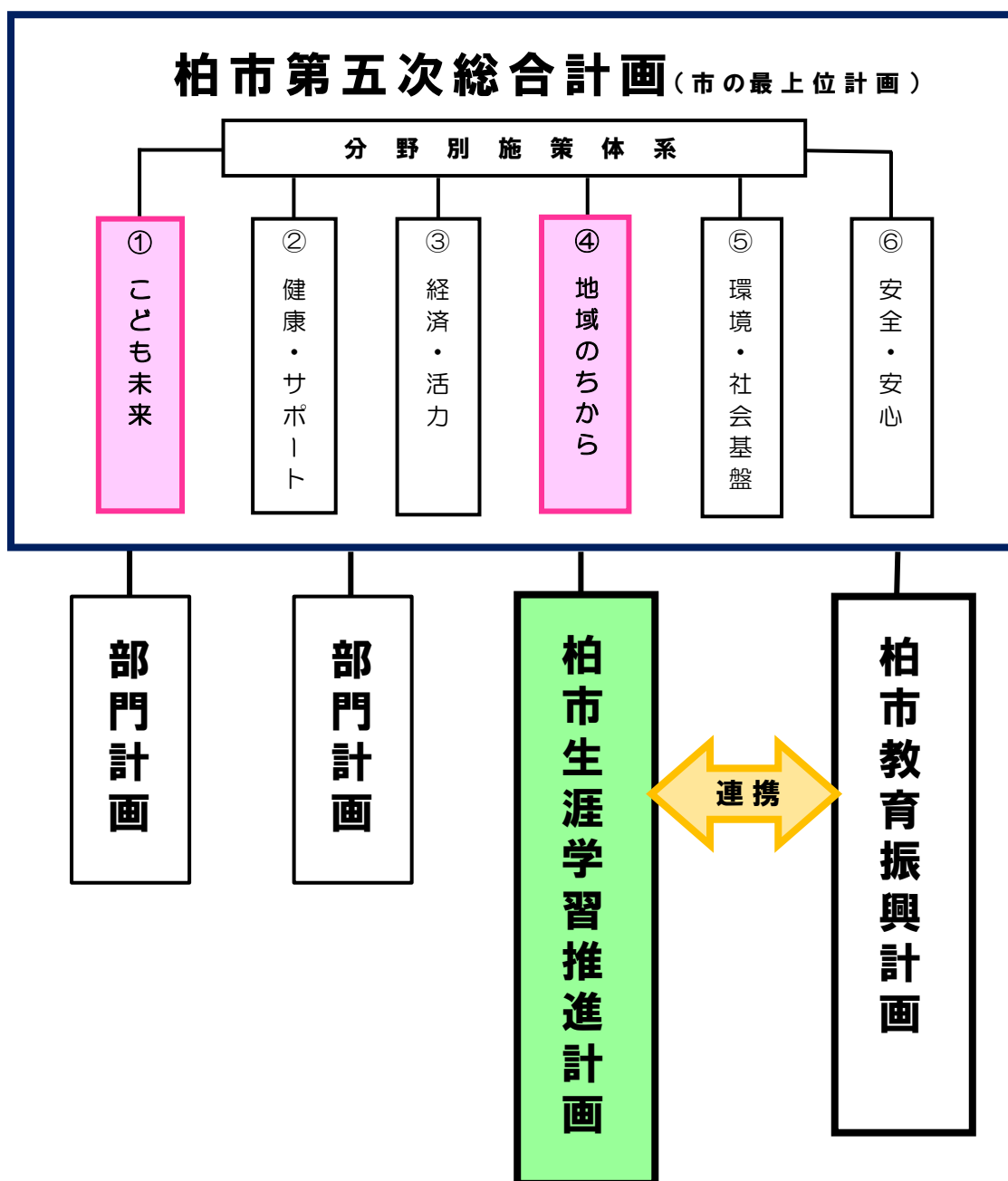


## 2 計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である「柏市第五次総合計画」の部門計画として策定します。「柏市第五次総合計画」においては、生涯学習分野の施策について、「分野1 こども未来」と「分野4 地域のちから」に位置付けられています。

また、市の教育が目指すべき方向性及び目標を明らかにした「柏市教育振興計画」と整合を図ることとします。

なお、文化・スポーツ分野については、該当の個別計画との協力体制により進めていきます。



\* 注 上記の図は、柏市第五次総合計画の後期基本計画の図です。

### 3 計画の期間

本計画は、生涯学習推進に向けた中長期的な方向性を示すことから、計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを図ります。

平成／令和	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
西暦	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
柏市第五次総合計画										
柏市教育振興計画	柏市教育振興計画					第2次 柏市教育振興計画				
柏市生涯学習推進計画	第3次 柏市生涯学習推進計画					第4次 柏市生涯学習推進計画				
柏市芸術文化振興計画	第四次 柏市芸術文化振興計画					第五次 柏市芸術文化振興計画				

## 4 国・県の考え方

### 国の考え方（抜粋）

#### ◆第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日 閣議決定）

方針：生涯学び，活躍できる環境を整える

目標：・人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

・人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進

・職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

・障害者の生涯学習の推進

#### ◆障害者活躍推進プラン（平成31年4月26日 文部科学省）

障害のある人の生涯にわたる多様な学びを応援する

・学びの場の充実に向けた基盤の整備

・コンファレンスの実施

・生涯学習機会の充実に向けた調査研究

#### ◆人づくり革命 基本構想（平成30年6月13日 人生100年時代構想会議）

〈基本構想の考え方（抜粋）〉

人生100年時代には、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人々が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくる必要があり、その重要な鍵を握るのが「人づくり革命」、人材への投資である。

### 県の考え方（抜粋）

#### ◆次世代へ光り輝く「教育立県ちば」プラン

（令和2年2月12日 第3期千葉県教育振興基本計画）

基本目標3

ちばの教育の力で、家庭と地域の絆を深め、全ての人々が活躍できる環境を整える

・家庭教育への支援と家庭・地域との連携・協働の推進

・人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

#### ◆人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について

（平成30年12月21日 中央教育審議会答申）

〈今後の地域における社会教育の在り方〉

・地域における社会教育の意義と果たすべき役割

～「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり～

・新たな社会教育の方向性 ～開かれ、つながる社会教育の実現～

#### ◆新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について

（平成27年12月21日 中央教育審議会答申）

〈地域学校協働答申の理念（抜粋）〉

未来を創り出す子供たちの成長のために、学校のみならず、地域住民や保護者等も含め、国民一人一人が教育の当事者となり、社会総掛かりでの教育の実現を図ること。そのことを通じ、新たな地域社会を創り出し、生涯学習社会の実現を果たしていくこと。

## ピックアップ

### 新しい生活様式に合わせた新しい学び

新型コロナウイルス感染症の流行は、生涯学習のあり方にも大きな影響を及ぼしています。

一方、2016年に提唱された Society5.0（下段注参照）では、IoT（同注）やAI（人工知能）などの最新テクノロジーを活用して少子高齢化、地域格差、経済的制限などの課題を解決し、一人一人が快適に暮らせる社会の実現が目的とされています。

Society5.0に入りつつある今、生涯学習はいかに対応していくべきか、教える側、学ぶ側の立場から考えることが重要です。

これまで、ライフスタイルの変化に伴って様々に工夫され始めてきた学習スタイルは、新しい生活様式に合わせることで、その変化と必要性を加速させつつあります。

#### 柏市の取組事例 動画配信・SNS発信等

- ・かしわミュージアム（文化課）
- ・おうち de トレーニング（スポーツ課）
- ・これから赤ちゃんを迎える方へほか（地域保健課）
- ・子ども向け工作動画ほか（児童センター）
- ・家庭教育支援 子育て通信（生涯学習課）
- ・オンラインビブリオバトル（図書館） など

吹奏楽イベント「柏de吹奏楽PARTY（ば〜り〜）♪！」

「みんなで鳴らそう♪！」一般公募によるテレワーク演奏動画完成しました

この動画は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を受け部活動の大会やコンクール、街中でのイベントが中止になる中、「またいつかみんなで演奏出来る日を願って」制作されたものです。同じ想いを持つ一般公募で集まった皆さんによる吹奏楽の定番曲「宝島」のテレワーク演奏を1つにしています。



オンラインビブリオバトル

かしわミュージアム

#### 注：Society5.0（ソサエティ 5.0）

サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会

内閣府 科学技術基本計画 2016 年度より



\* 注 IOT（Internet of Things モノのインターネット） IT用語辞典 e-Words より

コンピューターなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと

## 第2章 生涯学習の推進に向けて



# 第1節 計画の基本的な考え方

## 1 生涯学習の定義

### 生涯学習の理念

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現が図られなければならない。  
(教育基本法第3条「生涯学習の理念」)

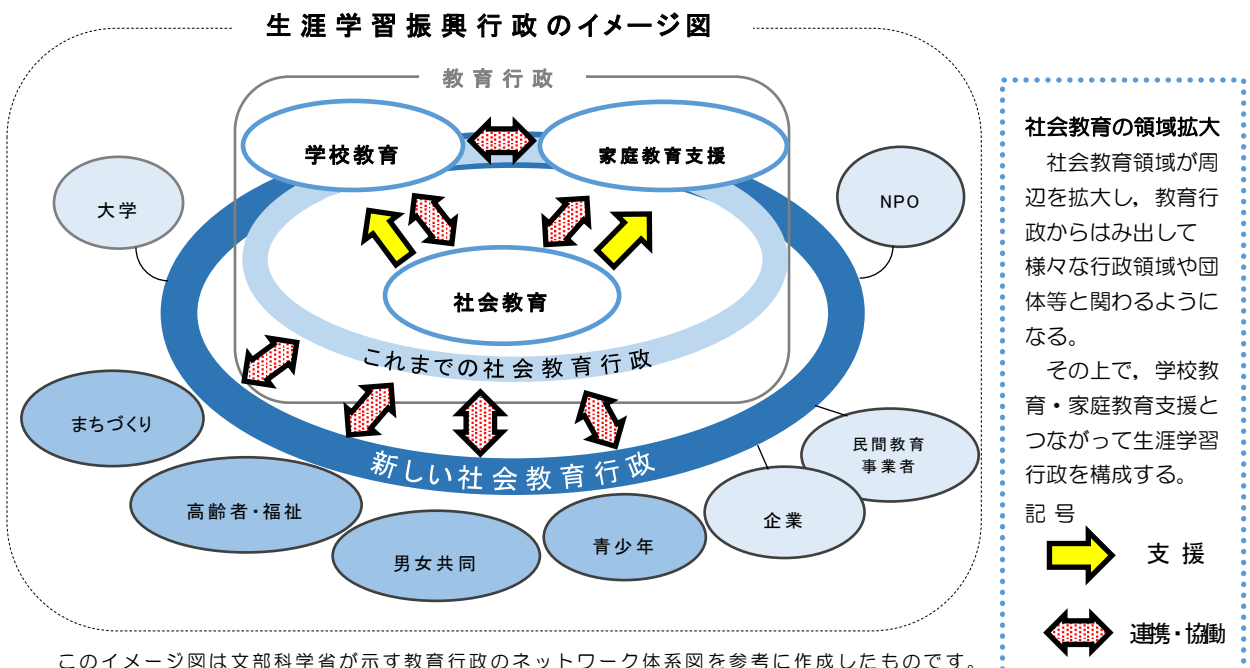
### 学習とは何か？

「学習とは、何かを知ったり様々な活動をするにより、その人の考え方や行動が変わること」と考えると

例えば

- ・コーヒー好きが高じて茶話会や講習会に通いつめ、遂にカフェ店長になったお兄さん
- ・子育てサークルで話しているうちに気持ちが楽になり、いつの間にか子どもとの時間を楽しんでいるお母さん
- ・地域の行事「八朔相撲」を子どもの応援で初めて知って以来、気付けば毎年参加して、今ではすっかり名物行司になったお父さん

みんな学ぶ人、生涯学習する人だと思います。

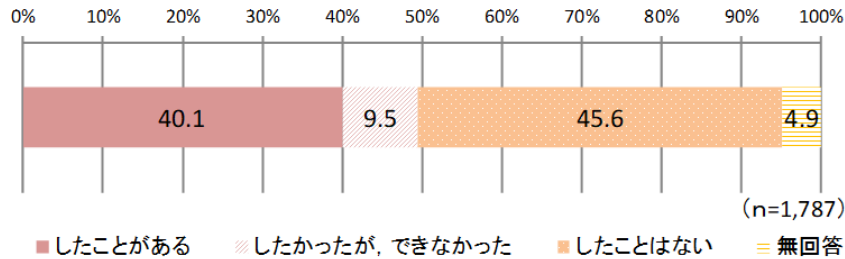


## 2 生涯学習を取り巻く柏市の現状

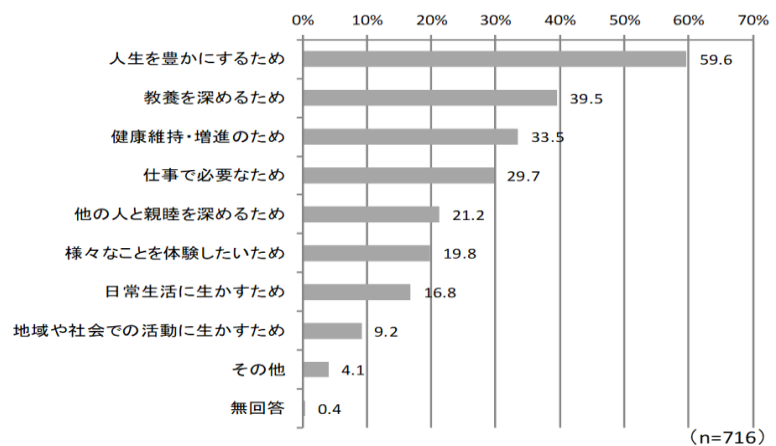
柏市民の意識（R2年 教育・生涯学習・芸術文化に関するアンケートから）

調査時期：令和元年 11 月 対象：柏市民 4,000 名（無作為抽出）

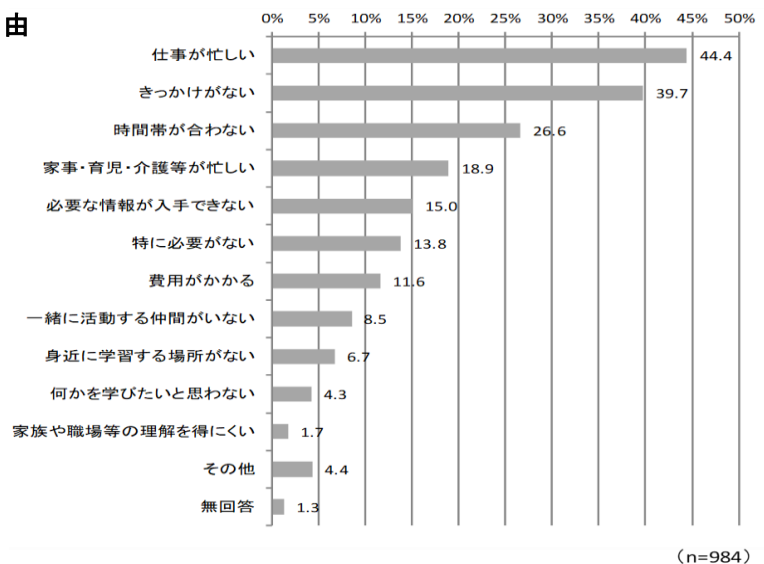
### ●この1年間に、生涯学習をしたことがあるか



### ●生涯学習をした理由



### ●生涯学習をしなかった理由



生涯学習をした理由として「人生を豊かにするため」や「教養を深めるため」が挙げられる一方、しなかった理由では「仕事が忙しい」に次いで「きっかけがない」が挙げられました。

また、「必要な情報が入手できない」や「一緒に活動する仲間がない」との回答は、何らかの理由で人とのつながりが希薄な人の存在を示していると考えられます。

現在は生涯学習をしていない人が主体的に学び始められるまちを目指すには、楽しさや生活の充実感を得られるきっかけ作りへの支援と共に、活動情報の提供や時間の制約があっても参加できる工夫などが求められます。また、学んだことや活動したことが地域の豊かさにつながる実感が広がると、人と人がつながり互いを思い合うまちの姿が見えてきそうです。

### 3 第3次柏市生涯学習推進計画の総括

第3次柏市生涯学習推進計画では、「地域における生涯学習社会の形成～学びあい 支えあうまち かしわ～」という生涯学習像を実現するため、「地域づくりへの参画支援」「子育て・親育ちの支援」「生涯学習情報の提供」を重点施策（3本の柱）として定め、計画を推進しました。

【重点施策（3本の柱）の施策体系図】

重点施策	方向性	主な具体的事業
1 地域づくりへの参画支援	(1) 地域のために何かをしたいと考える人材（リーダー・サポーター）の発掘、育成	地域の特性に合わせた講座を展開し、地域づくりに関する活動をはじめめる人材の増加を目指した  ・ 柏市生涯学習まちづくり出前講座 ・ ボランティア養成講座 など
	(2) 地域課題をともに解決していくための活動をする団体等への支援（立ち上げ支援・運営支援）	多種多様な地域課題の解決のために、地域と行政と共に取り組む団体の増加を目指した  ・ 地域活動支援補助金 ・ 市民交流センターの運営 ・ 地域いきいきセンター など
	(3) 生涯学習実施機関のネットワーク化	団体と行政との連携を進め、交流活動の活発化を目指した  ・ ネットワーク化の推進 など
2 子育て・親育ちの支援	(1) 子育ての楽しみや不安を分かち合える環境づくり	保護者同士が学びあう場をつくり、親子が出会い育ちあえる交流の場の充実を目指した  ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ みんなの子育て広場 など
	(2) 安心して子育てができる情報提供・相談体制の充実	子育て関連の情報提供と気軽な相談の場の充実によって、育児のしづらさの解消を目指した  ・ 子育て支援情報提供事業 ・ 利用者支援事業 など
3 生涯学習情報の提供	(1) さまざまな生涯学習情報、ライフスタイルの変化に対応した学習機会の提供	生涯学習情報の集約に向けた取組と、誰もがいつでもどこでも自由に学べる機会の提供を目指した  ・ 生涯学習情報提供システム など



## 第3次計画重点施策の総括

本計画の策定にあたり、令和元年度に実施した所管課による各具体的事業の評価のまとめ等を踏まえて、重点施策ごとに第3次柏市生涯学習推進計画の総括を行いました。

### 1 地域づくりへの参画支援

- ・ 人生100年時代においては、若者から高齢者まで全ての市民が元気で活躍し続けられるコミュニティをつくる必要がある。そのためには、学びの場である社会教育施設等を拠点に、楽しさをベースとした学びを入口とすることも想定しつつ、生きがいづくりが地域課題に関わるきっかけとなるようなイベント等を行うことが有効である。
- ・ 地域の課題が多様化かつ複雑化していることを考えると、地域課題の解決に対して積極的に取り組んでいる市民や団体、あるいはこれから地域で何かを始めようとしている市民への支援を行政機関が個々に行うのではなく、連携し合うことで地域課題解決への取り組みの好循環を作っていくことが求められている。

### 2 子育て・親育ちの支援

- ・ 地域のつながりの希薄化や核家族化が進むことで子育てについて相談できる環境が少なくなり、育児に不安を持つ親が増えている。
- ・ 今後、さらに進行していく少子高齢化社会において子育て支援を充実させていくためには、子育て世代の親への支援の充実だけでなく、子どもたちを全世代で、また地域総がかりで育てる視点を持つことが求められている。そして、その環境で学び、育った子どもたちが地域の未来の担い手になっていくことを目指す、学びの循環の視点が必要とされている。

上記1、2の重点施策の視点は引き続き重要です。

- ・ 個人が互いに少しずつ配慮しながらも地域に関わり、より良い地域を作ることができる関係を深めること
- ・ 社会に寄り添えない、孤立した状態に置かれた人を生まないように、つながり合うこと

これらの課題に対して、生涯学習を通して取り組むことが必要と考えられます。

### 3 生涯学習情報の提供

- ・ 情報は、様々な学びや活動の場に一步踏み出すきっかけとなるものであり、時間的制約の多い現役世代や生涯学習に関心が低いとされる若年層へ参加を呼び掛ける手段としても有効と考えられ、今後も情報提供に係る環境の整備に尽力していく必要がある。
- ・ インターネット環境の整備やICT機器の急速な発展により、市民が生涯学習情報を得る手段も多様化している。時代の変化に合わせた学習機会の提供は、さらに重要性を増しており、未来志向で様々な方向性を検討していくべきである。

これを受けて本計画では



次のように進めていきます

①重点施策のうち「地域づくりへの参画支援」、「子育て・親育ちの支援」の理念を引継ぐ。

基本方針「子どもたちが健やかに成長するように」、「コミュニティの中に人と人のつながりが増えるように」（後述）として位置付け、実現に向けた取組を進める。

②重点施策の「生涯学習情報の提供」を同じく本計画の取組方針「情報提供による学びの支援」（後述）に引継ぎ、全てに関わる支援として位置付ける。

③3つの重点施策の総括で得られた課題を、本計画で作成する取組方針（後述）に反映させる。

また、施策体系には分野に関わらず生涯学習の各段階に応じて必要となる具体的事業を組み入れ、実現に向けた取組を進める。

## 4 柏市が目指す生涯学習像



目指す生涯学習像を次のとおりとします。

### 笑顔と元気が輪となり広がるまち柏

～学びを通じた地域活性化～



この生涯学習像は、柏市第五次総合計画が設定した将来都市像の実現を生涯学習の面から推進していくことを表現しています。



柏市第五次総合計画の将来都市像

### 未来へつづく先進住環境都市・柏 ～笑顔と元気が輪となり広がる交流拠点～



柏市第五次総合計画におけるこの将来都市像は、

- ① 先進的なまちをつくる
- ② 持続可能なまちをつくる
- ③ 地域課題を克服した暮らしやすいまちをつくる

という視点から設定されています。

少子高齢化や人口減少、地域を支える力の低下といった課題を克服するためには、地域力を高め、これを全市的に波及させていく必要があります。この点を「笑顔と元気が輪となり広がる」と表現していますが、この視点は、生涯学習の推進においても共通する考え方です。

個人の学びと小さな地域貢献をきっかけに、人と人がつながり人と地域がつながることを支援し、地域課題の解決に結び付けることを目指します。

また、「生涯学習振興行政のイメージ図」で示したように、まちづくりや福祉などに関わる様々な行政施策・団体等が地域に注目して社会基盤を築き、学校教育・家庭教育支援と連携しながら展開する生涯学習のあり方を目指します。

市民一人一人が互いにに関わり合い、孤立した人のいないまちのイメージをこの生涯学習像によって表現しました。

## 5 第2次柏市教育振興計画

第2次柏市教育振興計画は、主に学校教育分野を中心とした計画であり、本計画と密接に関係しながらも別計画として策定されています。

しかし、国の第3期教育振興基本計画では両者が一体的に位置付けられていることから、また、地域学校協働活動の推進や子どもたちが生涯学び続ける力を育成する意味においても、学校教育との連携は不可欠です。

そこで、本計画においては策定段階から第2次柏市教育振興計画との整合を図り、互いの基本理念及び施策体系を共有することとしました。

### 教育振興計画の方向性 ～学校教育分野～

#### ◆学ぶ意欲を育成する

子どもたちが生涯にわたり学び続ける基礎を培うため、教職員の指導力を高めることで、学校図書館、ICT、人的支援を効果的に活用した、子どもたちの実態に合った分かる授業を推進し、子どもたちの学ぶ意欲を育成します。

#### ◆互いの立場を尊重し合い、安心して学び合える環境をつくる

いじめ・不登校対策の充実、特別支援教育の充実を図ることで、子どもたちが安心して学習できる環境に向けた取組を推進します。また、互いに認め合い、多様性を尊重する意識の醸成に向けた取組を推進します。

#### ◆教職員の力量・学校の組織力を高める

独自性のある研修を実施することで、教職員が個々の力量を高めつつ、相互に学び合い、高め合える体制づくりを推進するとともに、子どもに向き合う時間を確保するため、教職員の負担軽減に向けた取組を推進します。

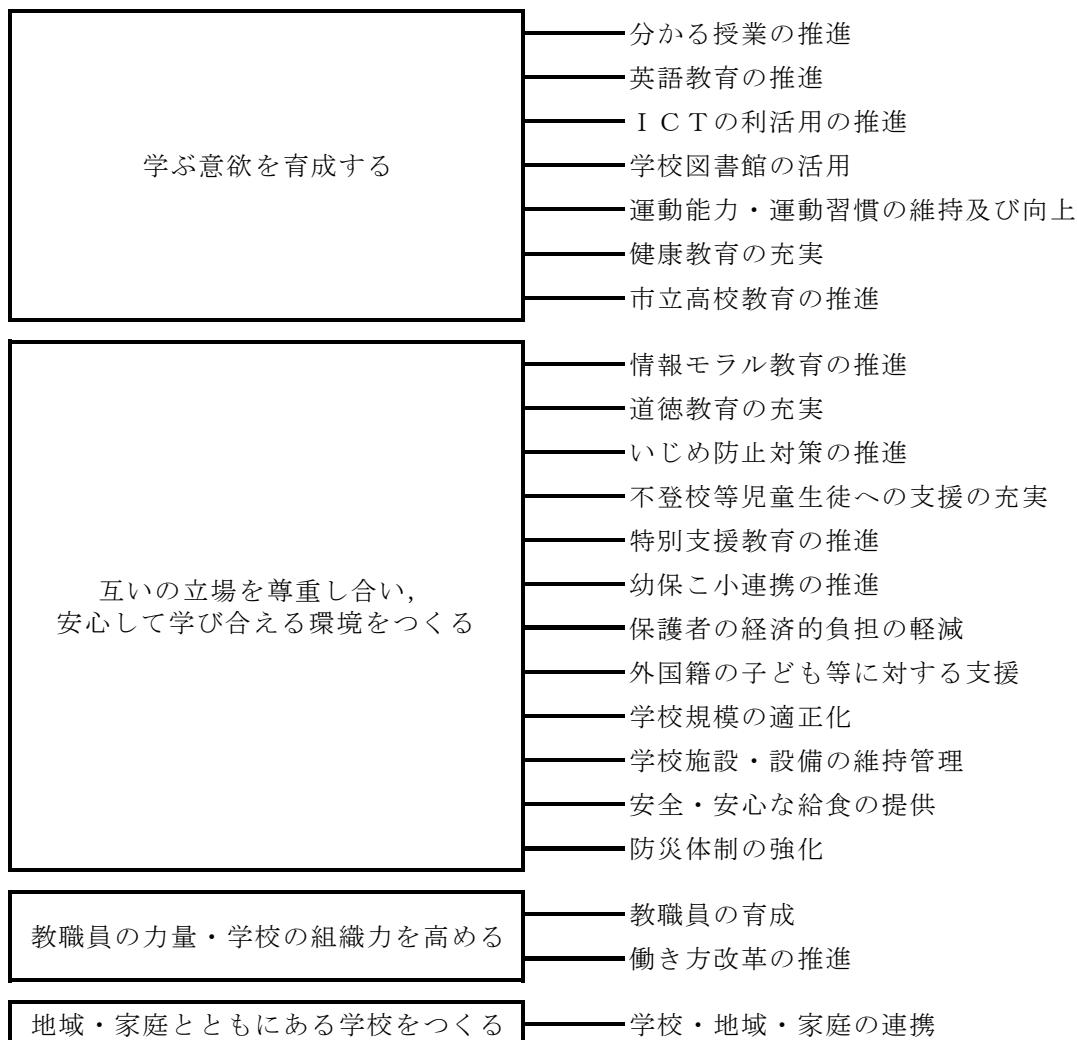
#### ◆地域・家庭とともにある学校をつくる

全校が、コミュニティ・スクールとなることで、地域とともにある学校づくりを進め、持続可能な取組を継続していくことで、地域の活性化につなげていきます。また、家庭教育の支援の充実・放課後の子どもの居場所づくりに向けた取組を推進します。

## 施策体系 ～学校教育分野～

### 未来につなぐ柏の教育

～学び続ける力の育成，多様性の尊重，安全・安心な学校づくり～



### ピックアップ

#### 学校支援ボランティア（花野井小学校 はなサポ会）

地域と学校が共に力を合わせて子どもたちを守り育てる「花野井小サポートシステム」の1つの柱として，学校評議員やP T A，地域と協力して活動しています。

主な活動

- ・ステップアップ学習会（写真左）
- ・学力向上支援
- ・読み聞かせサポーター（写真右）
- ・安全サポーター
- ・花壇・清掃サポーター
- ・家庭科サポーター
- ・パソコンサポーター



## 第2節 基本方針について

### 1 目指す方向性



次の3つの実現に向けて取り組みます。

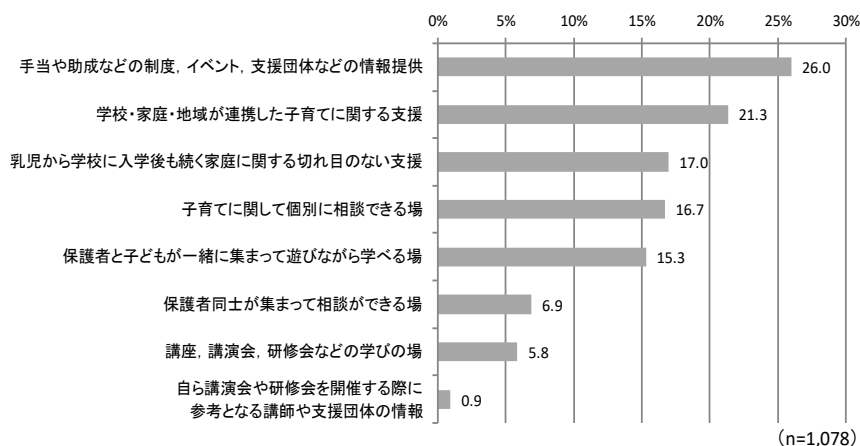
#### 1 子どもたちが健やかに成長するように

家庭や学校、地域は、各々、子どもたちの成長に重要な役割を果たすものですが、ライフスタイルの多様化や核家族化に加え、柏市では転入者の増加などにより、子どもの育ちと地域の関係が薄れ、「地域の子どもたちを地域で育てていく」という意識や、そのような場が無くなりつつあるのではないのでしょうか。

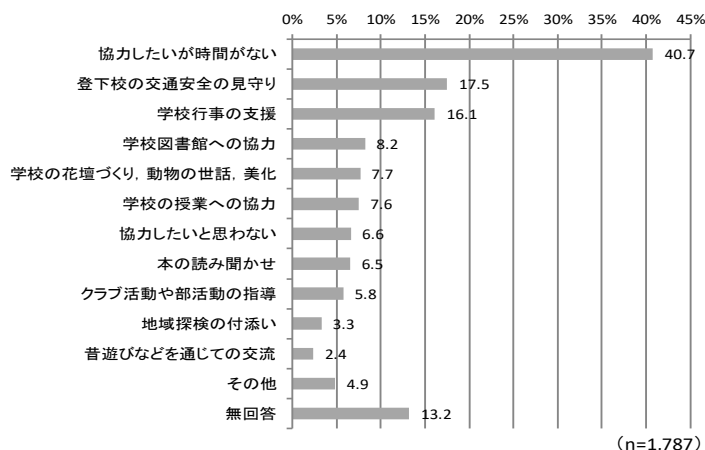
そこで柏市では、保護者・親子が集まり、共に支え合う仲間を作ったり、学び合ったりできる機会の提供や、相談体制の充実等の取組により、子ども同士が育ち合い、親自身も成長し、不安や悩みを解消できる環境づくりを進めます。

今後、少子高齢化が進行する社会においては、子どもたちを全世代で、また、地域総がかりで育む視点を持つことが求められています。そして、その環境で育った子どもたちが未来の地域の担い手となり、自己の志の実現を図れる社会にしていくことを目指します。

「子育て・親育ちにどんな支援があると良いか」の回答結果



「学校に協力したいこと」の回答結果



## 2

## コミュニティの中に人と人のつながりが増えるように

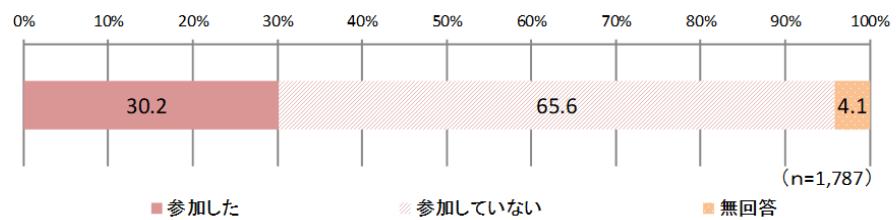
現在、地域全体の力（地域力）が低下していると言われていています。超高齢社会を迎えた今、地域の担い手不足の解消は喫緊の課題です。

そこで、地域の担い手となり得る人材や、地域のために何かをしたいと思っているけれどもまだ動き始めていない人、きっかけがあれば地域貢献してもいいと思っている人と、地域をつなぐことに取り組みます。

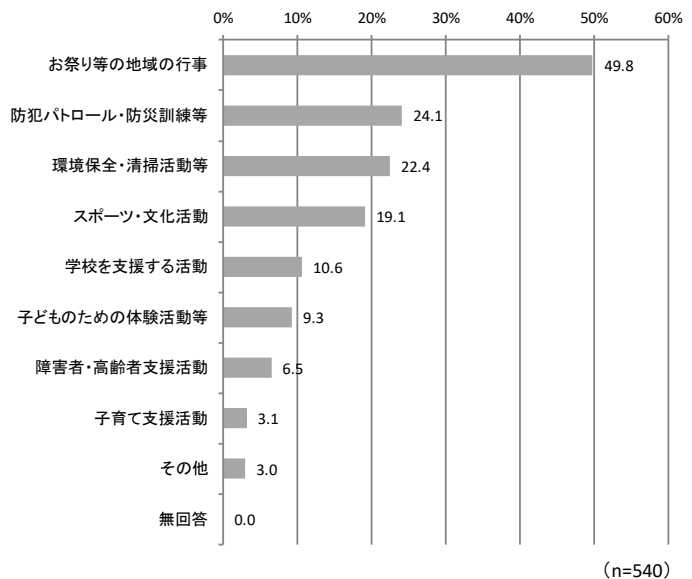
従来、地域の活動を多く担ってきた中高年世代の枠を超え、若い世代も含めた人材の発掘・育成へと広げていくことを目指します。そのために、楽しさをベースとした学びを入口とすることも想定しつつ、これをきっかけに市民の活動を活発化させ、市民が主体的に地域の課題を解決していく持続可能な地域づくりをすすめます。

また、地域の人と人とのつながりが、支え合いと見守りによるセーフティネットとなり、子どもや高齢者を含めた一人一人が自分らしく活動できるまちづくりにつながっていくと期待されます。

「この1年間に地域の活動に参加したか」の回答結果



「地域や社会でどのような活動に参加したいか」の回答結果



## 3

## すべての人が学べる環境に包まれるように

学ぶ人一人一人が求める情報を得られる状態を目指し、障害の有無、言語や時間・経済的制約等に関わらず、市民一人一人がいつでも、どこでも、だれでも学ぶことができる環境作りを様々な形で支援します。

また、学んだ成果を地域で生かせる活動につなげる取組により、生きがい・やりがいを感じられ、自分自身が地域の一員であり主役であることの喜びや充実感の中で生活できることを目指します。

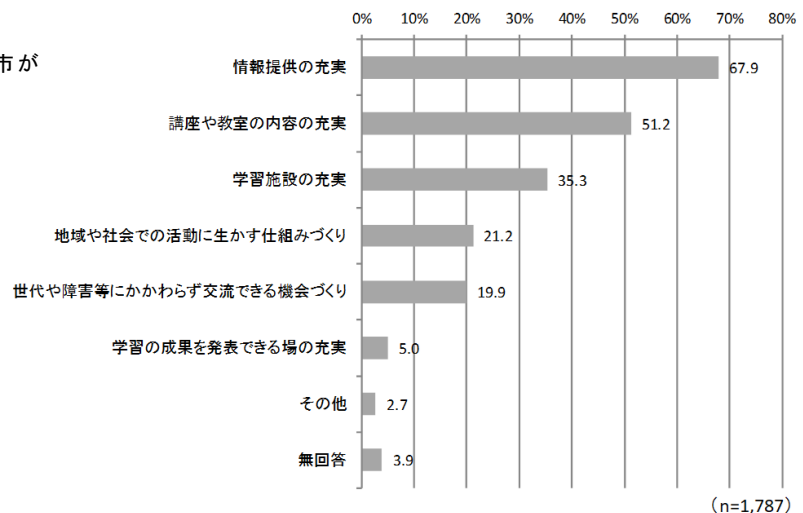
一方、地縁をきっかけにした人のつながりを支援することと同様に、目的や課題意識を共有する人同士のつながりによる市民グループやボランティア組織などの育成も欠かせないものと考えます。

これらの活動を促し育成していくために、市民団体や個人への支援を行政機関が個別に行うのではなく、これらの連携に取り組みます。ネットワーク型行政を実質化していくことにより、一人一人の学びと生活の充実が地域貢献につながっていく好循環を作り出すことを目指します。

## 生涯学習推進計画を通して推進していくべき行政機関の連携

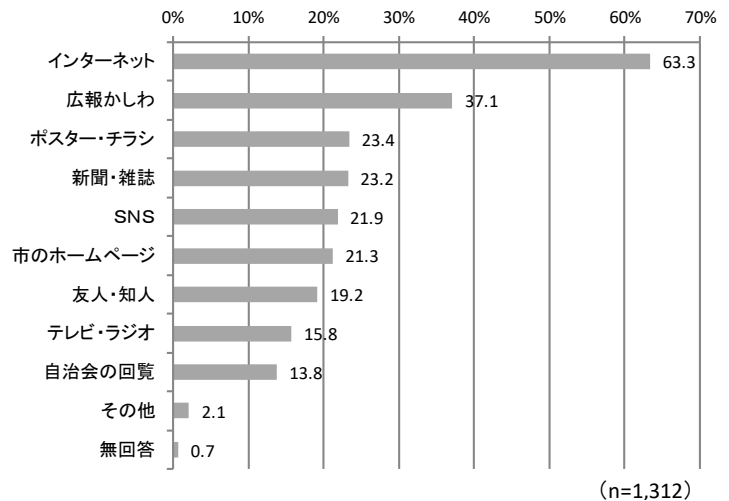
- ・ 地域学校協働活動の推進  
次世代育成やまちの持続力を育むための学校教育と社会教育の連携
- ・ 教育福祉会館の活用  
市民参加型の自立的運営のための教育と福祉の連携
- ・ 近隣センター・公民館・図書館事業のネットワーク化  
地域の拠点を活用し、身近な場所で学べる環境の整備
- ・ 生涯学習情報の一元化と相談窓口のネットワーク化 ※1  
個々の必要な情報につなぐためのプラットフォームの強化

「生涯学習活動を充実させるために市が力を入れるべきこと」の回答結果

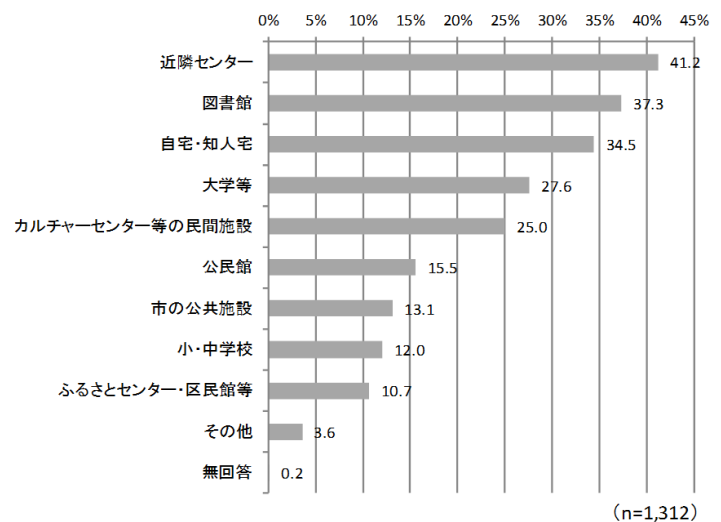




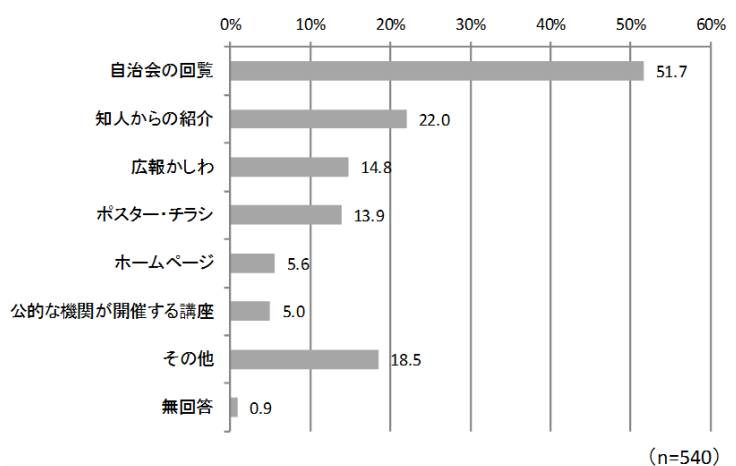
「学習する際にどのような方法で情報を収集しようと思うか」の回答結果



「学習する際にどのような場所や施設を利用したいと思うか」の回答結果



「この1年間に、地域の活動に参加したきっかけは何か」の回答結果



※1 本計画を協議した生涯学習推進協議会においては、情報を収集・提供すると共に、市民とつながってコーディネートする力（コーディネーターの人材育成）も強化してもらいたいという意見が出た。

## 2 取組方針



目指す方向性を実現するための段階的支援

### 1 「はじめるきっかけ」を支援

前計画の総括及び市民アンケートの結果から、楽しさをベースにした学びなどのきっかけづくりをすることで、あらゆる世代の社会参加を促し主体的に活動できるよう工夫します。また、学びのユニバーサルデザインを意識した取組により共生社会実現への具体的な一歩を踏み出します。

- ◆あらゆる世代が参加できる様々な学びの提供
- ◆障害の有無、言語や時間・経済的制約に関わらず、共に学ぶ環境の充実

### 2 「もっと知りたい、つながりたい」を支援

楽しい！面白い！という気持ちから、もっと深く知りたい！へ。独学による自己の充足はもちろん、仲間と共に学ぶことで人とのつながりが生まれます。

地域コミュニティは一人一人の生活の集まりです。学びによるつながりは、地域交流や連帯感を深め、コミュニティの活性化につながると期待されます。

- ◆団体同士・学ぶ人同士の交流
- ◆大学や民間事業者との連携
- ◆より深い学びへの発展

### 3 「ひろく伝えたい」を支援

学びから広がる交流の輪は、更なる学びや地域活動のきっかけとなり、学びの循環が生まれます。

自らが講師となって学んだ成果を伝えることは地域の活性化につながるだけでなく、地域に対する愛着を育み、自らが地域の一員であり主役であることの喜びや充実感を生みます。同時に、人から受け取った楽しさや優しさを更に別の人におくる、学びあい・支えあいの循環にもつながっていくことが期待されます。

- ◆人材の育成
- ◆コミュニティの育成
- ◆行政機関の連携

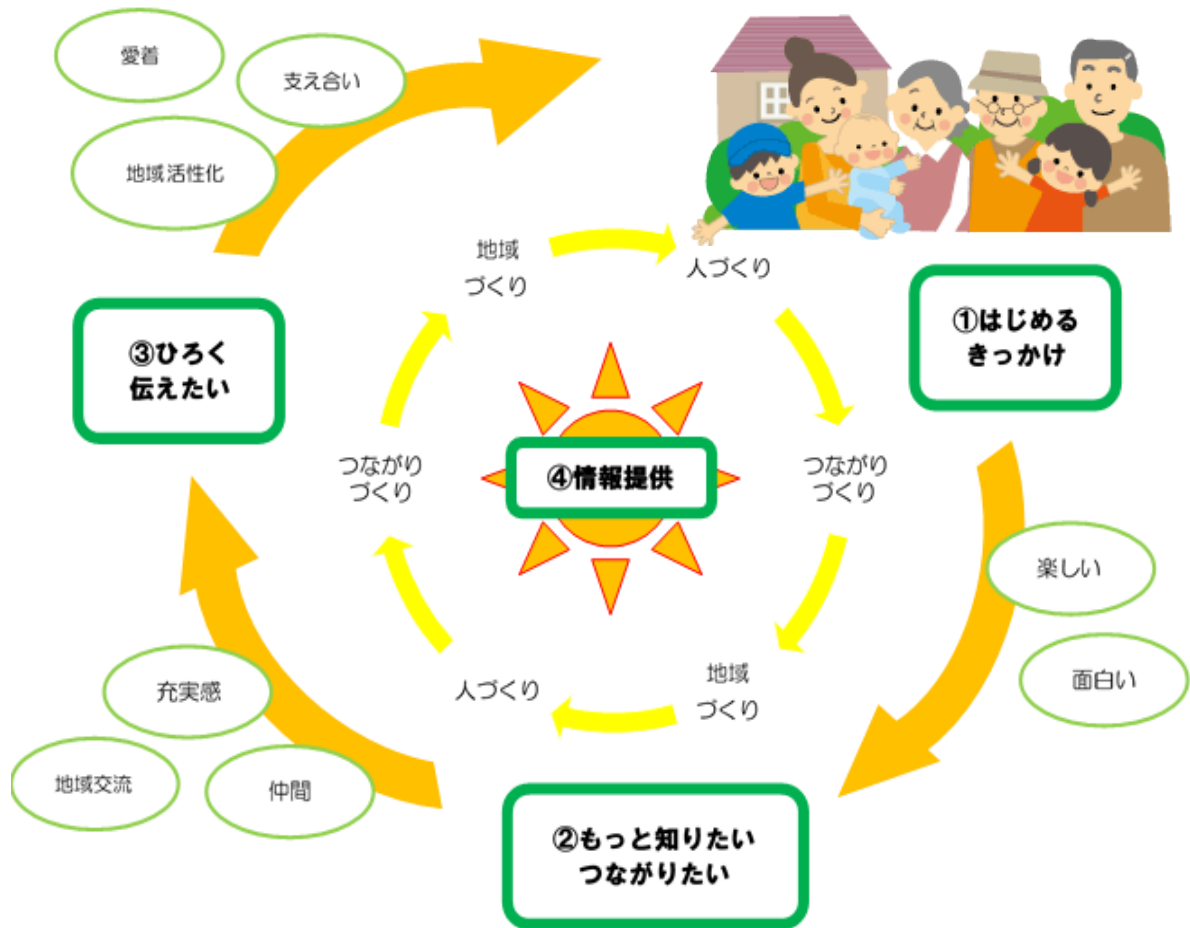
## 4 情報提供による学びの支援

学ぶ人が必要な情報を必要な時に収集できることは、全ての段階に共通して求められる支援です。的確かつ効果的な情報提供ができるよう、一元的な生涯学習情報の提供に取り組みます。

また、テクノロジーの進化によってライフスタイルの変化は加速しています。これに合わせて様々なツールを活用した学習機会等を拡充することで、効果的な学びを支援します。

### 目指す方向性を実現するための段階的支援のイメージ

一人一人の学びと生活の充実が地域の力につながっている好循環



人づくり：自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足，自己実現・成長  
 つながりづくり：住民の相互学習を通じ，つながり意識や住民同士の絆の強化  
 地域づくり：地域に対する愛着や帰属意識，地域の将来像を考え取り組む意欲の喚起。住民の主体的参画による地域課題解決

※上記イメージ図の好循環を生むためには，具体的な事業を各段階に合わせて体系化し，施策間で連動しながら進めて行くことが重要となる（次頁より施策体系掲載）。

### 3 取組方針の施策体系

ステップ	① 「はじめるきっかけ」を支援	
実現へのアプローチ	A あらゆる世代が参加できる様々な学びの提供	B 障害の有無，言語や時間・経済的制約に関わらず，共に学ぶ環境の充実
A	あらゆる世代が参加できる様々な学びの提供	
具体的事業	障害理解推進事業，聞こえない・聞こえにくい方の手話講習会，手話奉仕員・点訳奉仕員・朗読奉仕員養成講座（障害福祉課） かしわフレイル予防ポイント（福祉政策課・地域包括支援課） 生涯学習まちづくり出前講座*1（生涯学習課） 青少年教育事業，家庭教育事業（中央公民館） 読み聞かせボランティア養成，交流型講演会*2（図書館） 学校支援ボランティア（学校教育課） 夏ボラのススメ，ボランティア養成講座，地域いきいきセンター*3（社会福祉協議会）	
B	障害の有無，言語や時間・経済的制約に関わらず，共に学ぶ環境の充実	
具体的事業	障がい者スポーツ推進連絡会事業（スポーツ課・障害福祉課） 障害理解推進事業（障害福祉課） 身体等が不自由で来館が困難な方への図書郵送貸出（図書館） 夏ボラのススメ（社会福祉協議会）	
検討中の具体的事業	読書バリアフリー法関係事業*4（図書館）	

#### 主な事業

具体的事業	事業概要	年次計画
障害理解推進事業（障害福祉課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の有無にとられず誰でも参加できる場を提供し，障害理解を育む活動に取り組む。</li> <li>・障害理解・啓発イベントの実施や，障害のある人が各種講座等に安心して参加できるように，手話通訳者の派遣やヒアリンググループの貸出などを行うもの。</li> </ul>	令和3年度～7年度 ・スポーツや音楽を通じたイベントや気軽に参加できるイベントを実施。障害に触れたことのない方も関わりやすい企画を毎年実施。 ・手話通訳者の派遣とヒアリンググループの貸出 意思疎通を図ることに支障がある方や団体を対象として事業を継続。支援を必要とする方に事業や貸出場所の周知を行う。
かしわフレイル予防ポイント（福祉政策課・地域包括支援課）	市が指定する健康づくりやボランティア活動に参加することで，本制度専用の電子マネーWAONカードにWAON加盟店で利用できるポイントが貯まる。  フレイル：年をとって心身の活力（筋力，認知機能，社会とのつながりなど）が低下した状態	令和3年度～6年度 フレイルを予防する要因の一つとして「社会参加」が挙げられるので，多くの方が活動に参加できるような多様な対象事業の拡充を図る。あわせて，ポイントを貯めることを契機とする新規の方も含めた参加者増を目指す。 令和7年度 令和6年度までの実績を分析し，効果的な施策を検討する。
学校支援ボランティア（学校教育課）	小中学校において，地域ボランティアが参画する様々な支援活動。	令和3年度～5年度 活動を組織的なものに発展させ，学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子供を育てる体制を整え，順次地域学校協働活動につなげていく。 令和6年度～7年度 引き続き地域学校協働活動につなげていく。
夏ボラのススメ（社会福祉協議会）	小～高校生向けボランティア活動情報誌。時間のある夏休みに特化したボランティア体験。	令和3年度～7年度 毎年度発行を継続，周知を図る。

ステップ	② 「もっと知りたい、つながりたい」を支援
------	-----------------------

実現へのアプローチ	C 団体同士・学ぶ人同士の交流	D 大学や民間事業者との連携	E より深い学びへの発展
-----------	-----------------	----------------	--------------

C	団体同士・学ぶ人同士の交流
具体的事業	KIKAI(カシワワカモノプロジェクト)*5, 市民交流センターの運営*6 (協働推進課) こずっち会議*7 (地域支援課) 障害者活動センター運営事業・福祉喫茶コーナーの運営事業 (障害福祉課) ママパパサロン (地域保健課) 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援課) みんなの子育て広場*8, 青少年育成関係事業 (生涯学習課) 高齢者教育事業 (中央公民館) 地域アーカイブ事業, 分館活用事業, 交流型講演会*2 (図書館) 地域学校協働活動 (学校教育課) 地域いきいきセンター*3 (社会福祉協議会)
D	大学や民間事業者との連携
具体的事業	放課後子ども教室 (生涯学習課) 青少年教育事業 (中央公民館) 地域学校協働活動 (学校教育課)
E	より深い学びへの発展
具体的事業	市民活動講座 (協働推進課) 手話通訳者・要約筆記者養成講座 (障害福祉課) 放課後子ども教室, 生涯学習まちづくり出前講座 (生涯学習課) 分館活用事業 (図書館) 高齢者教育事業 (中央公民館) 地域学校協働活動 (学校教育課)

### 主な事業

具体的事業	事業概要	年次計画
市民活動講座 (協働推進課)	外部講師による市民活動のためのスキルアップ講座	令和3年度～7年度 設立間もない市民活動団体やこれから活動を始めたい市民を対象とした初歩的な講座, すでに活動している市民活動団体を対象としたスキルアップ講座を定期的 to 実施。各年度全5回開催予定
障害者活動センター 運営事業 ・福祉喫茶コーナー の運営事業 (障害福祉課)	・教育福祉会館リニューアルに伴い, 新たに設置した障害者等の社会参加及び福祉の向上を目的として, 障害当事者や家族, 支援者等の活動の拠点となる場 ・福祉喫茶コーナー: 障害者雇用や就労体験, 障害理解の推進を図る場	令和3年度～7年度 ・障害関係団体の活動支援, 障害当事者や家族, 支援者等の交流, 気軽に障害者が集える障害者サロン (仮称) を開設予定。 ・福祉喫茶の運営を通じて, 障害者雇用や就労体験, 市民等への障害理解を推進できる場となるよう取り組む。
ママパパサロン (地域保健課)	産前産後サポート事業(デイサービス型)。妊娠期に必要な知識や健康づくりの啓発及び地域での子育ての仲間づくりを行う。	令和3年度～5年度 柏市母子保健計画中間評価を踏まえ, 事業を推進していく。 令和6年度～7年度 令和5年度までの実績を踏まえ, 子育て支援機関等と連携し, 事業を推進していく。

<p><b>地域子育て支援拠点事業</b> (子育て支援課)</p>	<p>地域ぐるみの子育て支援。育児講座や子育て等に関する相談、子育て親子の交流及び子育て関連情報提供の場</p>	<p>令和3年度～5年度 アンケート調査等により利用者のニーズを把握し、単独型の拡充等に向けた取組を行う。 令和6年度～7年度 既存施設の質の維持・向上を図るとともに、利用者数の推移等を精査し、施設の在り方を検討する。</p>
<p><b>放課後子ども教室</b> (生涯学習課)</p>	<p>地域ボランティア等の参画による小学校の余裕教室を活用した放課後の学習支援等を行う他、夏休み中は学校や企業等との連携による体験講座を実施</p>	<p>令和3年度～5年度 地域や学校と連携し、子ども達の知的好奇心を引き出すプログラムの工夫を行うとともに、放課後の子どもの居場所を拡充したモデルを実施 令和6年度～7年度 放課後に子ども達が安全に過ごすことができる活動拠点を増やし、地域全体で子どもを守り育てる環境を形成</p>
<p><b>分館活用事業</b> (図書館)</p>	<p>図書館分館を地域の情報拠点・交流の場として活用する。</p>	<p>令和3年度～5年度 分館単位での地域の特性や情報についての調査及び資料等の収集と活用検討を、地域の方とともに行う(2～3分館) 令和6年度～7年度 調査、検討を踏まえた地域情報の発信及び地域のつながりを育む事業の実施</p>
<p><b>地域アーカイブ事業</b> (図書館)</p>	<p>柏市を創ってきた近現代の活動を記録した地域資料や、市内でのみ流通する発行物など、いま収集しなければ失われてしまう資料等を収集し、整理・保存・活用していく。</p>	<p>令和3年度～5年度 収集する資料の検討及び収集方法、保存方法、活用方法の検討 令和6年度～7年度 調査、検討を踏まえた事業の実施</p>
<p><b>地域学校協働活動</b> (学校教育課)</p>	<p>幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動</p>	<p>令和3年度～5年度 地域と学校をつなげる地域学校協働活動推進員となり得る人材の発掘、研修を行うとともに、地域学校協働本部の設置を進める。 令和6年度～7年度 引き続き、人材の発掘、研修を行うとともに、すべてのコミュニティ・スクール単位で地域学校協働本部の設置を目指す。</p>

- \*1 生涯学習まちづくり出前講座 市民の依頼に応じて関係部署の市職員が講師となり、地域に出向き、市政に対する興味・関心に応える。
- \*2 交流型講演会 講演会の後に、課題についてワークショップ形式で話し合ってもらおう。
- \*3 地域いきいきセンター 地域づくり・子育て・障害者・高齢者支援等の充実を図るため、近隣センターを拠点として、身近な福祉の相談窓口として設置する。
- \*4 読書バリアフリー法 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(2019年6月28日公布・施行)」の通称。視覚障害や肢体不自由など各種障害によって読書が困難な人々の読書環境を整備することを目的として制定された。
- \*5 KIKAI(カシワワカモノプロジェクト) 自ら考え、行動する若者に向けて交流の機会や活動の場所を提供する。
- \*6 市民交流センター 地域を構成するさまざまな主体の自主的な活動や主体同士がつながるための拠点として、地域情報等に関する情報の収集・発信や、市民活動に関する相談窓口の設置を行う。パレット柏の運営
- \*7 こずっち会議 子どもが住み良い地域にするために、ふるさと協議会と子育て世代がつながり、お互いの活動や考えを知り合う会議
- \*8 みんなの子育て広場 学校・家庭・地域が協力して、講習会や井戸端会議的なグループワークなどを実施し、情報収集や不安・悩みの解消、仲間づくりを支援する。

ステップ	③ 「ひろく伝えたい」を支援		
実現へのアプローチ	F 人材の育成	G コミュニティの育成	H 行政機関の連携
<b>F</b>	人材の育成		
具体的事業	市民公益活動情報サイト「かしわん、ぼっ？」（協働推進課） 聞こえない・聞こえにくい方の手話講習会、手話奉仕員・点訳奉仕員・朗読奉仕員養成講座（障害福祉課） 放課後子ども教室（生涯学習課） 成人教育事業，地域づくり事業（中央公民館） 地域学校協働活動推進員の養成（学校教育課） 夏ボラのススメ，ボランティア養成講座（社会福祉協議会）		
<b>G</b>	コミュニティの育成		
具体的事業	地域活動支援補助金（地域支援課） 障害福祉関係団体活動補助金（障害福祉課） 放課後子ども教室（生涯学習課） 成人教育事業，地域づくり事業（中央公民館） 交流型講演会*2（図書館） 地域いきいきセンター*3，地区担当職員による地域支援*9（社会福祉協議会）		
<b>H</b>	行政機関の連携		
具体的事業	生涯学習実施機関のネットワーク化の推進（生涯学習課）		

#### 主な事業

具体的事業	事業概要	年次計画
地域活動支援補助金 （地域支援課）	地域活動や地域課題の解決を図ろうとする団体の支援	令和3年度～5年度 令和3年度は次年度以降の補助金制度見直しに向け検討。広報や地域活動への支援を通じて本補助制度を周知し，新たな取組の増加を図る。 令和6年度～7年度 見直した結果を踏まえ実施
地域づくり事業 （中央公民館）	地域が抱える様々な課題を，専門的な視点から掘り下げ関心を高め，課題解決に役立てる。	令和3年度～5年度 既に取組を行っている地域については，引き続き課題解決に向けた講座等の実施。取組が行われていない地域について，地域課題の把握方法を検討 令和6年度～7年度 地域課題解決に向けた講座等を行う地域の増加

<b>地域学校協働活動 推進員の養成 (学校教育課)</b>	小中学校において、地域ボランティアが参画する様々な支援のまとも役の育成。学校と地域をつなぐ役割を担う。今後、地域学校協働本部が立ち上がった際には、より広い活動を行う推進員が学校と地域の協働を支えていく。	令和3年度～7年度 推進員及び推進員候補者の研修を実施することで、推進員としての資質向上を図る。令和4年度から地域学校協働活動が開始された学校の推進員への委嘱を行う。研修については継続して実施し、全校配置後は連絡協議会を開催する。
<b>地域いきいき センター (社会福祉協議会)</b>	地域づくり・子育て・障害者・高齢者支援等の充実を図るため、近隣センターを拠点として、身近な福祉の相談窓口を設置する。	令和3年度～7年度 毎年度1ヶ所の設置を目指す。併せて次期設置場所の検討・準備を進める。

\*9 地区担当職員による地域支援 地区担当職員が積極的に地域に足を運び、住民と協働して課題解決に向けた取組を行い、活動や団体の立ち上げのサポートを行う。

## ピックアップ

### 地域アーカイブ活動 (官民連携の事例)

#### 風早南部歴史・文化ほりおこし隊の取組

風早南部地区の歴史や生活文化を知り、守り、伝えていく取組が、地域の方や地元の小中学生、行政等の連携によって行われています。

#### プロジェクトチーム

- ・多世代交流型コミュニティ実行委員会
- ・風早南部地域ふるさと協議会
- ・教育委員会生涯学習部
- ・地域づくり推進部
- ・社会福祉協議会

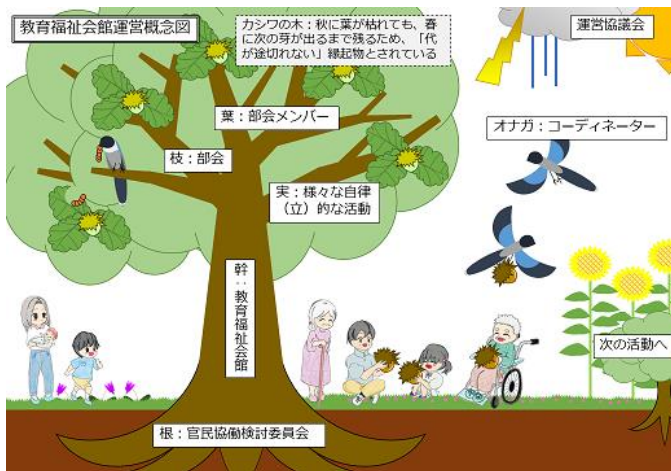
など



高柳歴史ウォーク

## ピックアップ

### 教育福祉会館の運営体制見直しの取組



教育福祉会館は、令和3年の大規模リニューアルに合わせた「教育と福祉の交流や連携」の取組が進んでいます。

今後は、「利用者目線に立った施設の一体的な運用」や、「教育と福祉の連携による多世代交流や地域づくり活動の支援を強化する」など、運営体制の見直しを推進します。

教育福祉会館運営概念図



テーマ	④ 情報提供による学びの支援
-----	----------------

具体的事業	市民公益活動情報サイト「かしわん、ぼっ？」（協働推進課） 子育て支援情報提供事業（子育て支援課） 生涯学習情報提供システム、ライフスタイルに合わせた学習コンテンツの提供（生涯学習課） レファレンスサービス*10（図書館）
-------	---

#### 主な事業

具体的事業	事業概要	年次計画
子育て支援情報提供事業（子育て支援課）	子育てに関する制度やイベント、支援団体情報などを子育てサイトやLINEで発信	令和3年度～5年度 新HPによる情報提供開始。特にLINE公式アカウントの周知に努め、積極的な情報発信を行う。 令和6年度～7年度 次回りリニューアル時に向け、課題等を精査し、需要に合った情報提供ができるよう検討する。
生涯学習情報提供システム（生涯学習課）	柏市内（近隣市）の生涯学習に関する情報（講座・イベント、団体等）を探したり、掲載したりできるサイト。官民間問わず情報を提供	令和3年度～5年度 利用者が必要な情報を探しやすいように、情報の一元化を含めHPの見直しを検討。市民ニーズに合わせた情報を増やしていく。 令和6年度～7年度 様々な世代に情報が提供できる仕組みを検討・工夫しながら実施していく。
ライフスタイルに合わせた学習コンテンツの提供（生涯学習課）	公民館・近隣センター等における受講、自宅でのPC受講など、さまざまなツールを利用できる学習コンテンツの提供と情報提供を行うことにより、ライフスタイルに合わせた学習機会を拡充する。	令和3年度～5年度 先進的な取組を調査。市民アンケート結果と合わせ、新しい学習コンテンツ提供を幅広く試みる。 令和6年度～7年度 効果的な取組の検証やシステム改修の検討をしながら、学習機会の提供を継続する。

\*10 レファレンスサービス 学習・研究・調査のため必要な情報や資料などを求める図書館利用者に対し、図書館員が情報そのものや、そのために必要とされる資料を検索・提供・回答する。

## ピックアップ

### はぐはぐひろば みずたま相談室・相談室ぽぽら

はぐはぐひろば（地域子育て支援拠点）は、親子で遊ぶ場だけではなく、子育て相談室を設置し、子どもを遊ばせながら、気軽に相談できる体制を整えています。

子育て支援アドバイザーがそれぞれの悩み・困りごとに寄り添って、適切な子育て支援サービスにつなげます。



みずたま相談室

## 4 計画の推進・評価体制

計画は、策定し実行するだけでなく、適正な評価を行い、施策の充実や見直しを行っていくことが大切です。

この計画では、外部の有識者を含む附属機関等に意見を聞きながら、計画的かつ効果的に推進を図ります。

### 《進捗管理》

進捗管理及び評価については、取組方針に基づき施策体系化した具体的事業により目標を設定し、結果の検証を行います。

### 《中間年度における進捗評価》

具体的事業による進捗管理と合わせて中間年度の取組状況を確認し、必要に応じた事業の見直しや、事業の追加・削除等の変更を行います。

### 《教育委員会が所管する施策の評価》

教育委員会が所管する施策の評価については、教育に関する事務の点検・評価報告書において施策の進捗状況を明らかにし、対象年度の取組内容と今後の方向性を示していきます。

## 參考資料



# 1 関連分野の行政計画等（抜粋）



## 柏市図書館のあり方（H31.2）

基本理念 学ぶこと（学び）、分かちあうこと（共有）、創りだすこと（創造）を支え、「ひと」と地域を育みます

基本方針

1. 学び 生涯を通じて学び、生きる力を獲得することを支えます
2. 共有 資料・知識・経験等の共有と学び合いの場を提供し、ゆるやかなつながりを育みます
3. 創造 新しい価値を生み出す創造的な活動を支え、ひとづくり・地域づくりを育みます

## 小学校 新学習指導要領 前文（R2～）

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

## 第二期柏市子ども・子育て支援事業計画（R2～R6）

基本理念 すべての子どもの幸せを とともに 守り育てるまち かしわ

施策展開の方向

- 1 親子が社会へつながる一歩を踏み出せる環境をつくる
- 2 子どもを多くの目と手で育てる支援体制や地域環境をつくる
- 3 一人ひとりが大切に育てられるよう、きめ細かい支援を行う

## ノーマライゼーションかしわプラン 2021（R3～R8）

基本理念 みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ

基本方針 1. 共生社会の実現に向けた協働の推進  
2. 健やかに安心して暮らせる地域づくりの推進

柱3 みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり

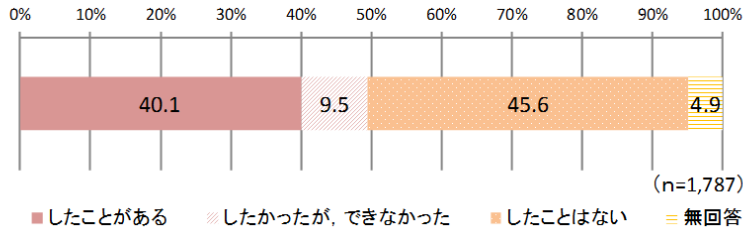
施策1 就労支援体制の強化

施策2 拠点機能の整備による社会参加活動・交流事業の推進

施策3 共生意識の醸成と支え合いの地域づくりの推進

## 2 アンケート結果（詳細分析・抜粋）

この1年間に、生涯学習をしたことはありますか。



（再掲）

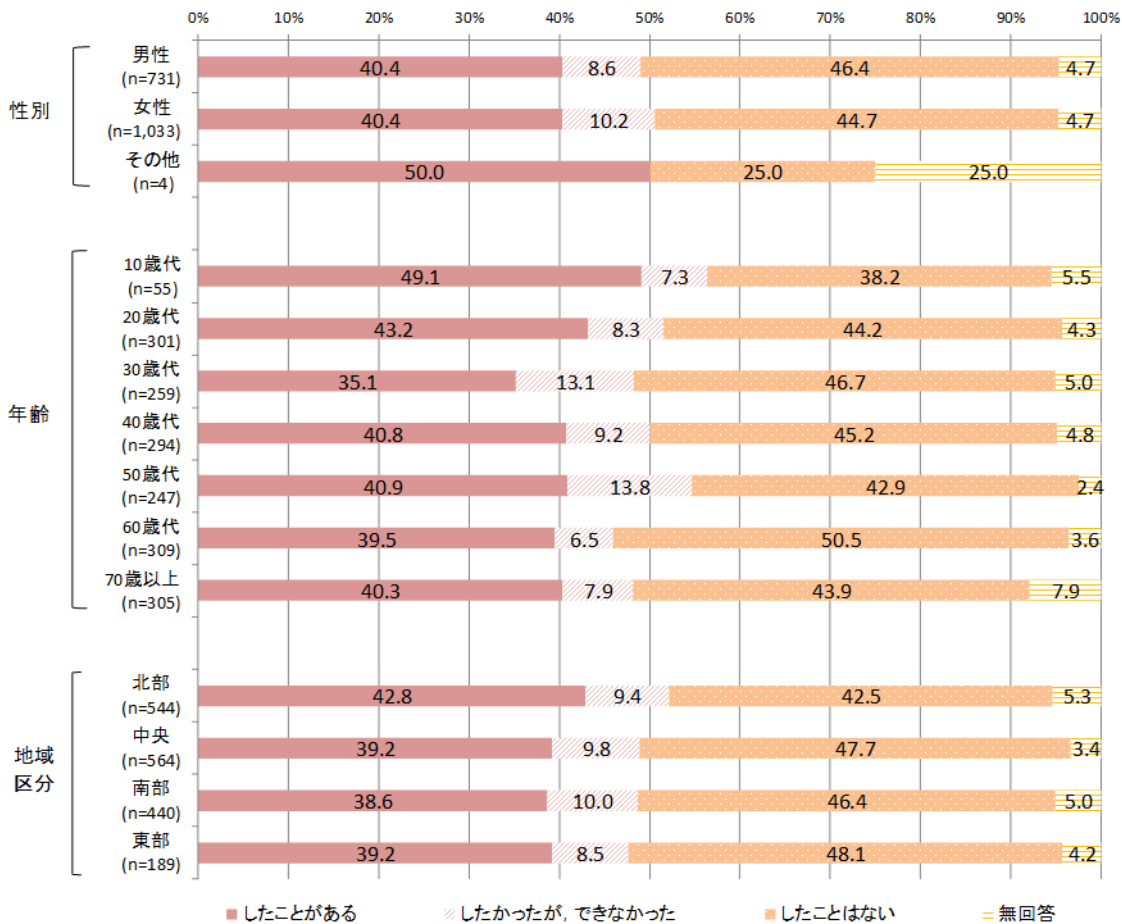
教育・生涯学習・芸術文化に関するアンケート  
 調査期間  
 令和元年 11月1日～22日  
 調査対象  
 18才以上の柏市民 4,000名  
 回収率  
 44.7% (1,786名)

### 【クロス集計】

性別では、大きな傾向の差がなかった。

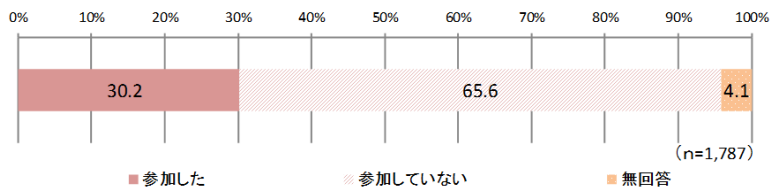
年齢別では、10歳代においては「したことがある」の回答割合が「したことはない」の回答割合を大幅に上回った。60歳代においては「したことはない」の回答割合が「したことがある」の回答割合を大幅に上回った。それ以外の世代では大きな傾向の差はなかった。

地域別では、北部で「したことがある」の回答割合がやや多かった。



30代と50代で「したかったができなかった」の割合が多い。  
 このタイミングできっかけを掴めると生涯学習や地域活動人口の増加につながる可能性がある。

## この1年間に、地域の活動に参加しましたか。



(再掲)

### 【クロス集計】

性別では、大きな傾向の差はなかった。

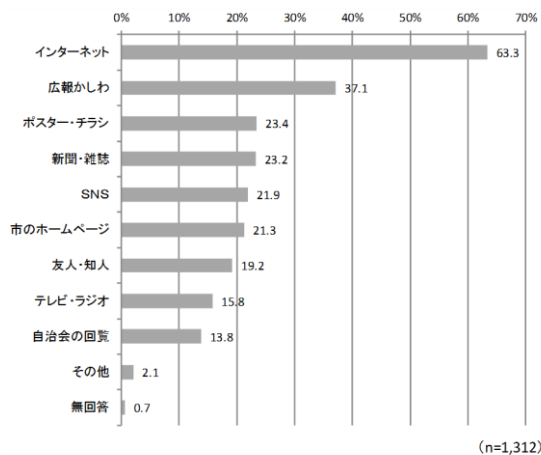
年齢別では、全ての年齢層において「参加していない」の回答割合が「参加した」の割合を上回るものの、10歳代から20歳代においては「参加した」の回答割合が他の年齢層と比べ少なかった。

地域別では、中央で「参加した」の回答割合が少なかった。



30代以降は割合が固定化してくる。  
ファミリー層が増え、定住化と共に地域について考える人が増えた可能性がある。

今後、学習する際にどのような方法で情報を収集しようと思いますか。



(n=1,312)

(再掲)

30代まででは、ほぼ SNS を始めとする電子媒体のみの状況。

### 【クロス集計】

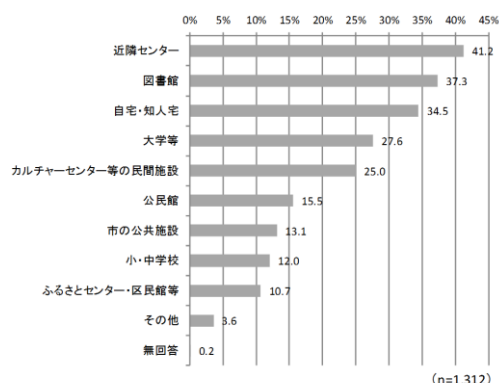
性別では、「新聞・雑誌」や「テレビ・ラジオ」「インターネット」は男性の方が、「ポスター・チラシ」や「友人・知人」「広報かしわ」「自治会の回覧」は女性の方が割合が多かった。

年齢別では、10歳代から30歳代においては「SNS」、40歳代から50歳代では「広報かしわ」、60歳代から70歳以上では「広報かしわ」や「ポスター・チラシ」の回答割合が多かった。

地域別では、大きな傾向の差はなかったが、北部では「SNS」、東部では「新聞・雑誌」の回答割合も多かった。

		総数	新聞・雑誌	テレビ・ラジオ	ポスター・チラシ	友人・知人	SNS	市のホームページ	インターネット	広報かしわ	自治会の回覧	その他	無回答
性別	男性	519	138	102	85	74	103	121	361	166	59	14	4
		100.0%	<b>26.6%</b>	19.7%	16.4%	14.3%	19.8%	23.3%	<b>69.6%</b>	<b>32.0%</b>	11.4%	2.7%	0.8%
	女性	782	164	103	219	177	181	156	464	319	122	14	4
	100.0%	21.0%	13.2%	<b>28.0%</b>	22.6%	23.1%	19.9%	<b>59.3%</b>	<b>40.8%</b>	15.6%	1.8%	0.5%	
	その他	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	<b>100.0%</b>	0.0%	<b>100.0%</b>	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
年齢	10歳代	38	3	9	2	5	27	3	29	1	1	5	1
		100.0%	7.9%	<b>23.7%</b>	5.3%	13.2%	<b>71.1%</b>	7.9%	<b>76.3%</b>	2.6%	2.6%	13.2%	2.6%
	20歳代	218	28	31	35	44	111	26	180	23	8	9	2
		100.0%	12.8%	14.2%	16.1%	<b>20.2%</b>	<b>50.9%</b>	11.9%	<b>82.6%</b>	10.6%	3.7%	4.1%	0.9%
	30歳代	195	24	36	36	40	60	44	156	33	15	2	0
		100.0%	12.3%	18.5%	18.5%	20.5%	<b>30.8%</b>	<b>22.6%</b>	<b>80.0%</b>	16.9%	7.7%	1.0%	0.0%
	40歳代	219	40	26	45	43	51	56	169	76	25	4	0
		100.0%	18.3%	11.9%	20.5%	19.6%	23.3%	<b>25.6%</b>	<b>77.2%</b>	<b>34.7%</b>	11.4%	1.8%	0.0%
	50歳代	202	63	34	54	33	23	57	139	74	24	2	0
	100.0%	<b>31.2%</b>	16.8%	26.7%	16.3%	11.4%	28.2%	<b>68.8%</b>	<b>36.6%</b>	11.9%	1.0%	0.0%	
60歳代	236	64	36	77	39	12	57	99	154	63	1	2	
	100.0%	27.1%	15.3%	<b>32.6%</b>	16.5%	5.1%	24.2%	<b>41.9%</b>	<b>65.3%</b>	26.7%	0.4%	0.8%	
70歳以上	195	81	32	56	47	1	35	54	125	44	5	3	
	100.0%	<b>41.5%</b>	16.4%	<b>28.7%</b>	24.1%	0.5%	17.9%	27.7%	<b>64.1%</b>	22.6%	2.6%	1.5%	
地域区分 (4区分)	北部	400	95	72	80	78	100	86	258	138	52	10	1
		100.0%	23.8%	18.0%	20.0%	19.5%	<b>25.0%</b>	21.5%	<b>64.5%</b>	<b>34.5%</b>	13.0%	2.5%	0.3%
	中央	425	87	56	102	79	97	91	276	162	60	7	2
		100.0%	20.5%	13.2%	<b>24.0%</b>	18.6%	22.8%	21.4%	<b>64.9%</b>	<b>38.1%</b>	14.1%	1.6%	0.5%
	南部	328	77	48	87	59	59	74	207	123	46	8	4
		100.0%	23.5%	14.6%	<b>26.5%</b>	18.0%	18.0%	22.6%	<b>63.1%</b>	<b>37.5%</b>	14.0%	2.4%	1.2%
東部	131	39	25	31	29	29	25	71	54	20	1	2	
	100.0%	<b>29.8%</b>	19.1%	23.7%	22.1%	22.1%	19.1%	<b>54.2%</b>	<b>41.2%</b>	15.3%	0.8%	1.5%	

今後、学習する際にどのような場所や施設を利用したいと思いますか。



近隣センターが一番多いことが特徴的で、地区公民館的な役割を含むと考えられる。自宅・知人宅の中にデジタルコンテンツでの学習などが含まれる可能性がある。

(再掲)

### 【クロス集計】

性別では、男性は「図書館」、女性は「近隣センター」が最も多かった。

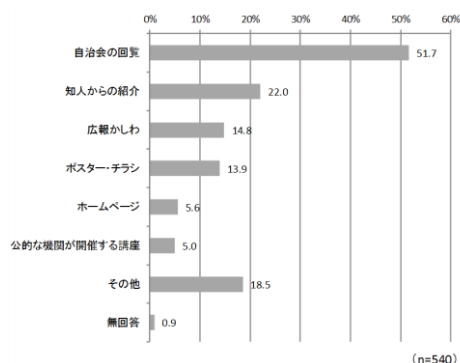
年齢別では、「図書館」という回答はいずれの世代でも多いが、年代が下がるほど割合が多くなった。20歳代から30歳代は「自宅・知人宅」が最も多くなった。40歳代以上では「近隣センター」が最も多かった。60歳代から70歳以上においては「カルチャーセンター等の民間施設」の回答割合も多かった。

地域別では、大きな傾向の差はなかったが、南部においては「大学等」の回答割合も多かつ

		総数	自宅・知人宅	公民館	図書館	近隣センター	小・中学校	市の公共施設	ふるさとセンター・区民館等	カルチャーセンター等の民間施設	大学等	その他	無回答
性別	男性	519	198	75	206	189	66	50	52	109	170	24	1
		100.0%	<b>38.2%</b>	14.5%	<b>39.7%</b>	<b>36.4%</b>	12.7%	9.6%	10.0%	21.0%	32.8%	4.6%	0.2%
	女性	782	250	126	276	348	92	121	87	215	190	23	1
	100.0%	<b>32.0%</b>	16.1%	<b>35.3%</b>	<b>44.5%</b>	11.8%	15.5%	11.1%	27.5%	24.3%	2.9%	0.1%	
	その他	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	<b>100.0%</b>	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	<b>100.0%</b>	0.0%	0.0%
年齢	10歳代	38	15	8	22	3	1	3	1	3	19	0	1
		100.0%	<b>39.5%</b>	21.1%	<b>57.9%</b>	7.9%	2.6%	7.9%	2.6%	7.9%	<b>50.0%</b>	0.0%	2.6%
	20歳代	218	121	26	97	54	11	8	9	34	78	14	0
		100.0%	<b>55.5%</b>	11.9%	<b>44.5%</b>	24.8%	5.0%	3.7%	4.1%	15.6%	<b>35.8%</b>	6.4%	0.0%
	30歳代	195	97	23	83	70	33	18	15	50	48	5	0
		100.0%	<b>49.7%</b>	11.8%	<b>42.6%</b>	<b>35.9%</b>	16.9%	9.2%	7.7%	25.6%	24.6%	2.6%	0.0%
	40歳代	219	81	30	78	94	38	23	13	66	59	13	0
		100.0%	<b>37.0%</b>	13.7%	<b>35.6%</b>	<b>42.9%</b>	17.4%	10.5%	5.9%	30.1%	26.9%	5.9%	0.0%
	50歳代	202	49	34	70	78	26	35	21	64	65	5	0
	100.0%	24.3%	16.8%	<b>34.7%</b>	<b>38.6%</b>	12.9%	17.3%	10.4%	31.7%	<b>32.2%</b>	2.5%	0.0%	
60歳代	236	43	54	76	125	27	45	38	60	54	5	1	
	100.0%	18.2%	22.9%	<b>32.2%</b>	<b>53.0%</b>	11.4%	19.1%	16.1%	<b>25.4%</b>	22.9%	2.1%	0.4%	
70歳以上	195	42	28	58	115	21	39	42	47	38	5	0	
	100.0%	21.5%	14.4%	<b>29.7%</b>	<b>59.0%</b>	10.8%	20.0%	21.5%	<b>24.1%</b>	19.5%	2.6%	0.0%	
地域区分 (4区分)	北部	400	165	46	170	162	38	49	49	91	115	16	1
		100.0%	<b>41.3%</b>	11.5%	<b>42.5%</b>	<b>40.5%</b>	9.5%	12.3%	12.3%	22.8%	28.8%	4.0%	0.3%
	中央	425	142	70	157	162	59	48	34	126	111	16	0
		100.0%	<b>33.4%</b>	16.5%	<b>36.9%</b>	<b>38.1%</b>	13.9%	11.3%	8.0%	29.6%	26.1%	3.8%	0.0%
	南部	328	93	42	108	159	40	49	38	75	106	13	0
	100.0%	28.4%	12.8%	<b>32.9%</b>	<b>48.5%</b>	12.2%	14.9%	11.6%	22.9%	<b>32.3%</b>	4.0%	0.0%	
東部	131	45	42	43	51	17	17	14	26	24	1	0	
	100.0%	<b>34.4%</b>	32.1%	<b>32.8%</b>	<b>38.9%</b>	13.0%	13.0%	10.7%	19.8%	18.3%	0.8%	0.0%	



この1年間に、地域の活動に参加したきっかけは何ですか。



(再掲)

知人からの紹介の中に SNS を介した紹介が含まれる可能性がある。

### 【クロス集計】

性別では、大きな傾向の差はなかった。

年齢別では、10歳代から20歳代では「知人からの紹介」の回答割合が最も多く、「ポスター・チラシ」の回答割合も多かった。30歳代から70歳以上においては「自治会の回覧板」の回答割合が最も多く、「知人からの紹介」や「広報かしわ」の回答割合も多かった。

地域別では、大きな傾向は似ているが、「広報かしわ」は北部・東部で、「ホームページ」は中央、「公的な機関が開催する講座」は北部でそれぞれ比較的多くなった。

		総数	広報かしわ	ホームページ	公的な機関が開催する講座	自治会の回覧	ポスター・チラシ	知人からの紹介	その他	無回答
性別	男性	212	32	15	8	103	34	51	37	3
		100.0%	15.1%	7.1%	3.8%	<b>48.6%</b>	16.0%	<b>24.1%</b>	<b>17.5%</b>	1.4%
	女性	325	48	15	19	173	41	68	63	2
	100.0%	14.8%	4.6%	5.8%	<b>53.2%</b>	12.6%	<b>20.9%</b>	<b>19.4%</b>	0.6%	
	その他									
年齢	10歳代	10	0	0	0	2	2	5	3	0
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	<b>20.0%</b>	<b>20.0%</b>	<b>50.0%</b>	<b>30.0%</b>	0.0%
	20歳代	45	3	2	1	9	12	16	9	0
		100.0%	6.7%	4.4%	2.2%	<b>20.0%</b>	<b>26.7%</b>	<b>35.6%</b>	<b>20.0%</b>	0.0%
	30歳代	87	12	11	1	41	13	12	19	1
		100.0%	13.8%	12.6%	1.1%	<b>47.1%</b>	<b>14.9%</b>	13.8%	<b>21.8%</b>	1.1%
	40歳代	104	12	7	0	51	10	20	30	2
		100.0%	11.5%	6.7%	0.0%	<b>49.0%</b>	9.6%	<b>19.2%</b>	<b>28.8%</b>	1.9%
	50歳代	71	7	7	5	35	10	15	16	1
	100.0%	9.9%	9.9%	7.0%	<b>49.3%</b>	14.1%	<b>21.1%</b>	<b>22.5%</b>	1.4%	
60歳代	111	21	2	5	70	13	29	11	1	
	100.0%	<b>18.9%</b>	1.8%	4.5%	<b>63.1%</b>	11.7%	<b>26.1%</b>	9.9%	0.9%	
70歳以上	109	25	1	15	68	15	22	11	0	
	100.0%	<b>22.9%</b>	0.9%	13.8%	<b>62.4%</b>	13.8%	<b>20.2%</b>	10.1%	0.0%	
地域区分 (4区分)	北部	186	32	8	15	91	28	40	34	3
		100.0%	17.2%	4.3%	8.1%	<b>48.9%</b>	15.1%	<b>21.5%</b>	<b>18.3%</b>	1.6%
	中央	149	16	13	5	69	17	36	29	1
		100.0%	10.7%	8.7%	3.4%	<b>46.3%</b>	11.4%	<b>24.2%</b>	<b>19.5%</b>	0.7%
	南部	129	17	7	6	74	19	22	24	0
	100.0%	13.2%	5.4%	4.7%	<b>57.4%</b>	14.7%	<b>17.1%</b>	<b>18.6%</b>	0.0%	
東部	62	11	2	0	35	8	19	12	1	
	100.0%	17.7%	3.2%	0.0%	<b>56.5%</b>	12.9%	<b>30.6%</b>	<b>19.4%</b>	1.6%	

### 3 計画策定までの流れ



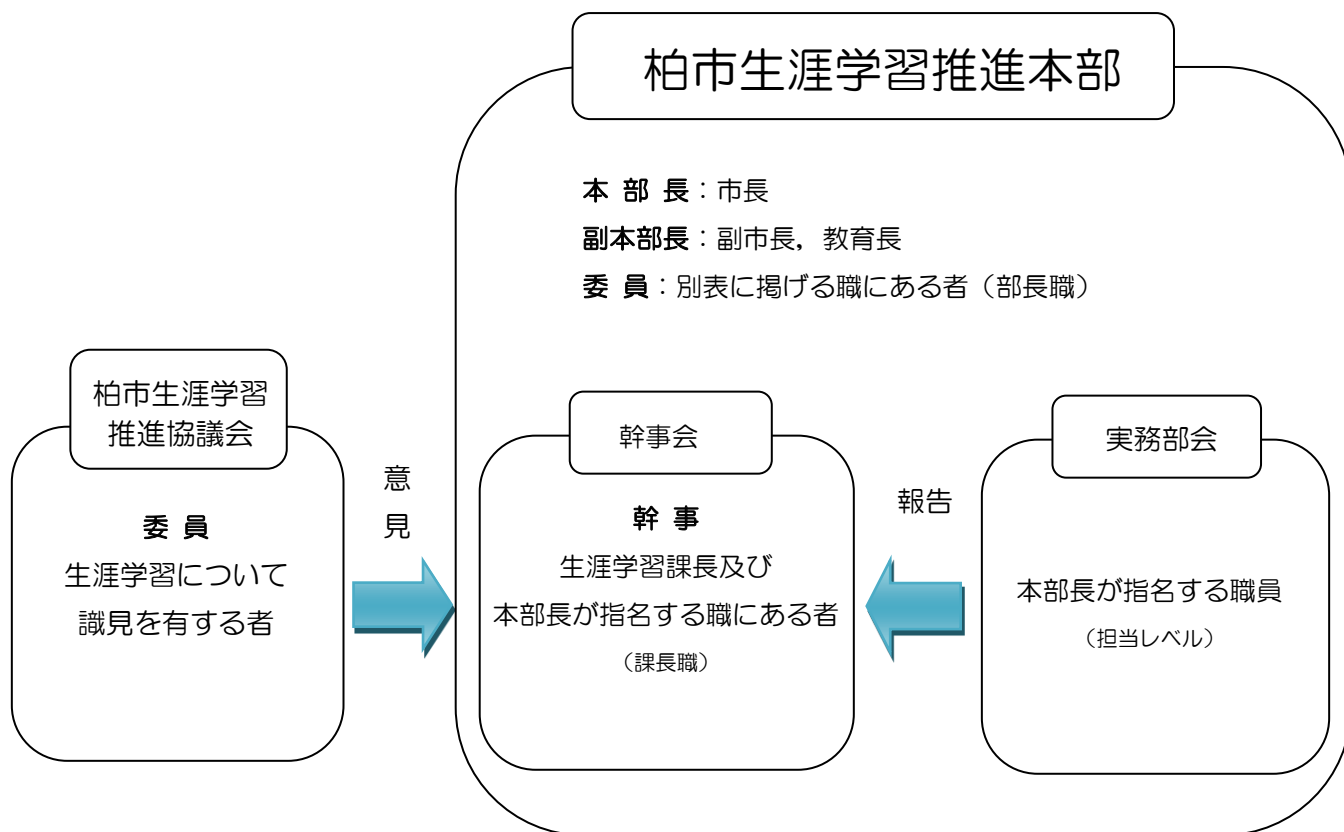
	柏市生涯学習 推進協議会	柏市生涯学習 推進本部実務部会	アンケート	パブリック コメント
令和元年 8月	27日 協議会①			
9月		27日 部会①		
10月	29日 協議会②			
11月			11/1 ~ 22	
12月		23日 部会②		
令和2年 1月	28日 協議会③			
2月		18日 部会③		
3月				
4月				
5月				
6月		部会（書面）		
7月				
8月	4日 協議会④			
9月				
10月		部会（書面）		
11月	5日 協議会⑤			
12月				12月中旬 ~ 1月中旬
令和3年 1月		部会（書面）		
2月	協議会⑥			
3月				

## 4 計画策定・推進体制

第4次柏市生涯学習推進計画を策定するにあたり、生涯学習推進協議会は、学識経験者、コーディネーター、実際に地域で活動している方々を委員とし、実効性の高い計画になるよう、助言をいただきました。

令和元年11月に「教育・生涯学習・芸術文化に関するアンケート」を実施し、計画策定の参考としました。

また、生涯学習推進本部は、実務部会（担当職員レベルの集まり）を中心に、取組方針にかかる施策等について、議論いたしました。



## 柏市生涯学習推進協議会 委員名簿

	氏名（敬称略）	職 等
会 長	いけざわ まさこ 池沢 政子	開智国際大学名誉教授
副会長	しみず まさゆみ 清水 雅文	社会保険労務士 キャリアコンサルタント
	あきば なおみ 秋場 奈緒美	一般公募（～令和2年1月8日）
	いわさき まさお 岩崎 雅夫	さわやかちば県民プラザ所長（令和2年6月1日～）
	いわぶち ひろみ 岩淵 弘美	「みんなの子育て広場」支援コーディネーター （～令和2年3月31日）
	うえの ひろみ 上野 妃呂美	元柏市立保育園父母の会連合会長
	すえだけ まゆみ 末武 真由美	千葉県立柏特別支援学校教諭 特別支援教育コーディネーター（令和元年8月1日～）
	たかはし ひみなり 高橋 史成	柏市社会福祉協議会地域福祉課長
	つねの まさとし 常野 正紀	多世代交流型コミュニティ実行委員会代表
	ないとう まさとし 内藤 正寿	さわやかちば県民プラザ所長（～令和2年3月31日）
	なみき たかき 並木 孝樹	柏市立光ヶ丘小学校長
	ねもと としはる 根本 利治	柏市ふるさと協議会連合会長
	まきの あつし 牧野 篤	東京大学大学院教授
	まつどみ ゆみこ 松富 由美子	「みんなの子育て広場」支援コーディネーター （令和2年6月1日～）
	みよし れいこ 三好 玲子	かしわ子育てまちづくりネットワーク・ここっと代表

※ 任期は、令和元年6月1日～令和3年5月31日までの2年間。職等の欄中の（ ）は任期の状況

## 柏市生涯学習推進本部 委員名簿

本部長	市長
副本部長	副市長
副本部長	教育長
委員	企画部長
委員	財政部長
委員	地域づくり推進部長
委員	保健福祉部長
委員	保健所長
委員	こども部長
委員	生涯学習部長
委員	学校教育部長

## 生涯学習推進本部 幹事会名簿

幹事	経営戦略課長
幹事	財政課長
幹事	地域支援課長
幹事	協働推進課長
幹事	障害福祉課長
幹事	地域保健課長
幹事	子育て支援課長
幹事	教育総務課長
幹事	生涯学習課長
幹事	中央公民館長
幹事	図書館長
幹事	学校教育課長

## 5 条例など

### ○ 柏市附属機関設置条例

平成8年3月29日

条例第6号

改正 平成10年3月27日条例第6号

平成11年3月26日条例第7号

平成12年6月28日条例第29号

平成17年3月22日条例第17号

平成17年12月21日条例第127号

平成19年3月28日条例第2号

平成19年12月26日条例第43号

平成19年12月26日条例第46号

平成20年9月30日条例第32号

平成24年12月26日条例第36号

平成25年3月29日条例第15号

平成26年9月30日条例第33号

平成28年3月23日条例第19号

平成29年3月22日条例第3号

平成31年3月22日条例第1号

令和元年12月20日条例第22号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定により設置する附属機関については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(平29条例3・一部改正)

(設置)

第2条 執行機関等(執行機関及び地方公営企業の管理者をいう。以下同じ。)の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

(平29条例3・一部改正)

(守秘義務)

第3条 附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第4条 第2条に規定する附属機関の組織及び委員その他の構成員並びに運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

(平29条例3・一部改正)

附 則

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年条例第 6 号）

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年条例第 7 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。  
（柏市民文化会館条例の一部改正）
- 2 柏市民文化会館条例（昭和 47 年柏市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。  
第 16 条の 2 を削る。  
（柏市民ギャラリー条例の一部改正）
- 3 柏市民ギャラリー条例（昭和 54 年柏市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。  
第 8 条を次のように改める。

第 8 条 削除

附 則（平成 12 年条例第 29 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。  
（任期の特例）
- 2 この条例の施行の日以後初めて柏市健康福祉審議会の委員に委嘱される者の任期は、改正後の別表の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 17 年条例第 17 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。  
（任期の特例）
- 2 この条例の施行の日から平成 18 年 4 月 18 日までの間に柏市就学指導委員会の委員に委嘱される者（補欠の委員として委嘱される者を除く。）の任期は、改正後の別表の規定にかかわらず、平成 18 年 4 月 18 日までとする。

（柏市特別職報酬等審議会条例等の廃止）

- 3 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 柏市特別職報酬等審議会条例（昭和 39 年柏市条例第 38 号）
  - (2) 柏市住居表示審議会条例（昭和 41 年柏市条例第 3 号）
  - (3) 柏市通学区域審議会条例（昭和 41 年柏市条例第 7 号）
  - (4) 柏市総合計画審議会条例（昭和 41 年柏市条例第 28 号）
  - (5) 柏市生涯学習推進協議会条例（平成 4 年柏市条例第 10 号）
  - (6) 柏市行政改革推進委員会条例（平成 7 年柏市条例第 32 号）

附 則（平成 17 年条例第 127 号）

この条例は、公布の日から施行する。



附 則（平成 19 年条例第 2 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 43 号）

この条例は、平成 19 年 12 月 28 日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 46 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 32 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 36 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 15 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 33 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年条例第 19 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に柏市就学指導委員会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日をもって柏市教育支援委員会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の別表の規定にかかわらず、同日における柏市就学指導委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成 29 年条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（任期の特例）

- 2 この条例の施行の際現に次に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の合議体」という。）の委員である者は、この条例の施行の日をもって当該附属機関の委員に委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第 1 条の規定による改正後の柏市附属機関設置条例別表及び第 3 条の規定による改正後の柏市産業振興基本条例第 7 条第 4 項の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(1) 柏市補助金等交付審査会

(2) 柏市プロポーザル方式選定委員会

- (3) 柏市新型インフルエンザ等対策委員会
- (4) 柏市介護保険施設等事業者選定委員会
- (5) 柏市地域包括支援センター運営協議会
- (6) 柏市第二清掃工場運営委員会
- (7) 柏市人・農地プラン検討会
- (8) 柏市いじめ重大事態調査検証委員会
- (9) 柏市産業振興会議

附 則（平成 31 年条例第 1 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年条例第 22 号）

この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条）

（平 10 条例 6 ・ 平 11 条例 7 ・ 平 12 条例 29 ・ 平 17 条例 17 ・ 平 17 条例 127 ・ 平 19 条例 2 ・ 平 19 条例 43 ・ 平 19 条例 46 ・ 平 20 条例 32 ・ 平 24 条例 36 ・ 平 25 条例 15 ・ 平 26 条例 33 ・ 平 28 条例 19 ・ 平 29 条例 3 ・ 平 31 条例 1 ・ 令元条例 22 ・ 一部改正）

附属機関 の属する 執行機関 等	附属機関	担任する事務	委員の数	委員の任期
市長	柏市表彰審査 会	被表彰者についての審査に関する事務	15 人以内	市長が別に 定める。
	柏市特別職報 酬等審議会	市議会の議員の議員報酬の額並びに市長及 び副市長の給料及び退職手当の額について の審議及び答申に関する事務	10 人以内	市長が別に 定める。
	柏市ネーミン グライツ導入 審査委員会	ネーミングライツの導入に係る優先交渉権 者の選定及び提案についての審査に関する 事務	導入する案 件ごとに 7 人	市長が別に 定める。
	柏市地方創生 総合戦略評価 委員会	柏市地方創生総合戦略の評価及び推進につ いての助言に関する事務	10 人以内	2 年
	柏市行政改革 推進委員会	行政改革の課題及び推進状況についての調 査及び審議並びに答申に関する事務	12 人以内	市長が別に 定める。

柏市補助金等 交付審査会	補助金, 助成金, 奨励金及び利子補給金に係る交付対象者の選定, 事業の遂行の助言及び実績報告についての審査に関する事務	事業ごとに 10人以内	2年以内
柏市プロポーザル方式選定委員会	本市が発注する委託業務等の請負その他の契約のうちプロポーザル方式によるものの契約候補者の選定についての審査に関する事務	業務ごとに 10人以内	市長が別に定める。
柏市男女共同参画推進審議会	女性問題に関する総合的施策の推進についての審議及び答申に関する事務	15人以内	2年
柏市住居表示審議会	住居表示整備事業の実施についての調査及び審議並びに答申に関する事務	20人以内	市長が別に定める。
柏市新型インフルエンザ等対策委員会	新型インフルエンザ等の全国的かつ急速なまん延のおそれのある感染症の発生時における的確かつ迅速な対処についての調査及び審議並びに答申に関する事務	20人以内	2年
柏市予防接種調査会	予防接種の適正かつ円滑な処理についての調査及び審議並びに答申に関する事務	6人以内	2年
柏市老人ホーム入所判定審査会	老人ホーム入所措置の要否についての審査及び答申に関する事務	6人	2年
柏市地域密着型サービス運営委員会	地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営の確保についての審議及び答申に関する事務	8人	2年
柏市介護保険施設等事業者選定委員会	公募による居宅サービス, 地域密着型サービス及び施設サービスの事業者の選定についての審査に関する事務	12人以内	3年以内
柏市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置, 変更及び廃止並びに運営についての審議に関する事務	10人以内	3年
柏市第二清掃工場運営委員	第二清掃工場に隣接する町会及び自治会その他関連する団体との協定のうち当該工場	28人以内	2年

	会	の操業の監視に係るものに基づく当該工場の適正な管理運営についての審議及び助言に関する事務		
	柏市農業振興審議会	農業振興施策の総合的かつ効率的な推進についての審議及び答申に関する事務	12人以内	市長が別に定める。
	柏市人・農地プラン検討会	柏市人・農地プランの策定及び変更についての審議に関する事務	16人以内	2年
	柏市生涯学習推進協議会	生涯学習の推進についての審議及び答申に関する事務	15人以内	市長が別に定める。
教育委員会	柏市教育支援委員会	障害等のある児童生徒等の適切な就学についての審査及び判定並びに継続的な教育の支援についての助言に関する事務	14人以内	2年
	柏市通学区域等審議会	市立の小学校及び中学校の適正な規模及び配置並びに通学区域についての審議及び答申に関する事務	20人以内	2年
	柏市いじめ重大事態調査検証委員会	柏市立小学校、中学校及び高等学校におけるいじめに係る重大事態についての調査及び検証に関する事務	5人以内	教育委員会 が別に定める。
	柏市立柏高等学校第三次教育計画策定委員会	柏市立柏高等学校第三次教育計画の策定についての調査及び審議並びに答申に関する事務	15人以内	3年以内
	柏市文化振興審議会	文化振興施策の総合的かつ効率的な推進についての審議及び答申に関する事務	15人以内	2年
水道事業管理者	柏市水道部プロポーザル方式選定委員会	本市が発注する委託業務等の請負その他の契約のうちプロポーザル方式によるものの契約候補者の選定についての審査に関する事務	業務ごとに 10人以内	水道事業管理者が別に定める。

備考 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○柏市生涯学習推進協議会規則

平成 17 年 3 月 22 日

(教) 規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、柏市附属機関設置条例（平成 8 年柏市条例第 6 号）に基づき設置された柏市生涯学習推進協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員は、生涯学習について識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第 5 条 協議会は、必要に応じて委員以外の関係者に対し、出席を求めてその意見を聴くこと又は資料の提出を求めることができる。

(会議の運営等)

第 6 条 この規則で定めるもの及び次条の規定により教育委員会が別に定めるものを除くほか、協議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

○柏市生涯学習推進本部要領

制定 平成2年9月1日

施行 平成2年9月1日

(設置)

第1条 本市の生涯学習推進計画を策定し、及び生涯学習施策を総合的に推進するため、柏市生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生涯学習推進計画の策定に関すること。
- (2) 生涯学習に関する総合的な施策の推進に関すること。
- (3) 生涯学習関連事業の連絡調整に関すること。
- (4) その他生涯学習の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は市長の職にある者を、副本部長は副市長の職にある者及び教育長の職にある者を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、会務を総理する。
- 4 本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部は、必要があると認めるときは、委員以外の者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第5条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事は教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課長の職にある者及び本部長が指名する職にある者（以下「幹事」という。）をもって充てる。
- 3 幹事会は、本部の所掌事務に関する専門的な調査検討及び本部の会議に付する事案の調整を行う。
- 4 幹事会は、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課長の職にある幹事が招集し、その会議を主宰する。
- 5 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事以外の者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(実務部会)

第6条 本部及び幹事会に付議する事案に関し必要な事項を調査、研究するため、本部に生涯学習実務部会（以下「実務部会」という。）を置く。

- 2 実務部会は、本部長が指名する職員をもって組織する。
- 3 実務部会に部会長及び副部会長を置き、互選により定める。

(庶務)

第7条 本部、幹事会及び実務部会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

別表（第3条第2項）

- 1 企画部長
- 2 財政部長
- 3 地域づくり推進部長
- 4 保健福祉部長
- 5 保健所長
- 6 こども部長
- 7 生涯学習部長
- 8 学校教育部長



## 第4次柏市生涯学習推進計画

発行 / 柏市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課  
お問い合わせ先 / ☎04-7191-7393 FAX04-7190-0892